

いなべ市新斎場建設に係る基本計画 (案)

令和 8 年 3 月

い　な　べ　市

目 次

第 1 章 はじめに.....	1
第 2 章 既存施設の概要.....	3
1 既存施設の概要.....	3
2 周辺地質の概要.....	4
3 火葬件数の整理.....	5
第 3 章 必要火葬炉数の算定.....	6
1 必要火葬炉数の算定手順.....	6
2 人口構成及び総人口の予測.....	8
3 年間死亡者数の予測.....	9
4 年間火葬需要量の予測.....	10
5 必要火葬炉数の算定.....	11
6 火葬タイムスケジュール.....	14
第 4 章 火葬場建設の法的基準.....	16
1 火葬場建設の関係法令等.....	16
2 法的規制基準の概要.....	19
3 周辺環境の把握.....	21
第 5 章 斎場施設整備計画.....	24
1 新斎場整備にあたっての基本方針.....	24
2 基本的な考え方と施設整備内容.....	24
3 斎場施設の構成及び機能.....	25
4 建築物の規模と面積試算.....	26
5 駐車場の規模算定.....	29
6 その他.....	30
第 6 章 建築物計画.....	31
1 基本方針.....	31
2 基本条件.....	31
3 配置計画.....	33
4 平面計画.....	35
5 動線計画.....	39
6 立面計画.....	41
7 建築構造.....	43
8 設備計画.....	45
9 外構・景観計画.....	48

10 防災計画.....	48
11 雨水排水計画.....	49
12 汚水・給水計画.....	53
第7章 火葬炉設備の検討.....	54
1 火葬炉設備の型式及び構成等.....	54
2 排気方式.....	56
3 運転方式.....	56
4 防音防振装置.....	58
5 付帯設備・機器.....	58
6 再生可能エネルギー.....	59
第8章 概算工事費等.....	60
1 概算工事費の試算.....	60
2 事業工程.....	61
第9章 環境保全計画.....	62
1 環境保全対策.....	62
2 環境保全目標値の設定.....	62
第10章 生活環境影響調査予測条件の設定.....	64
1 事業概要の整理.....	64
2 施工計画の設定.....	65
3 施設供用時の環境影響調査項目の設定.....	67
4 環境影響調査工程（案）.....	68

第1章 はじめに

いなべ市（以下、「市」という。）が建設・運営管理を行っている「いなべ市北勢斎場」（以下、「既存施設」という。）は、平成3年3月に竣工から34年が経過し、施設の老朽化が進行している。また、駐車場は15台と手狭であり、霊安室が未設置であるなど、近年の多様化する市民ニーズに十分に応えられていないのが現状である。

これらの課題は、単なる施設の改修では解決が困難であり、新斎場の建設により改善を図る必要がある。

いなべ市新斎場建設に係る基本計画（以下、「本計画」という。）は、既存施設の状況等を整理したうえで、新斎場を整備するにあたっての基本的な条件や施設計画等を検討し、その内容をとりまとめたものである。

本計画の策定は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル（特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会）（以下、「マニュアル」という。）に準拠する。

本計画の建設予定地（いなべ市北勢町阿下喜31番地3）は、図1-1に示すとおりである。

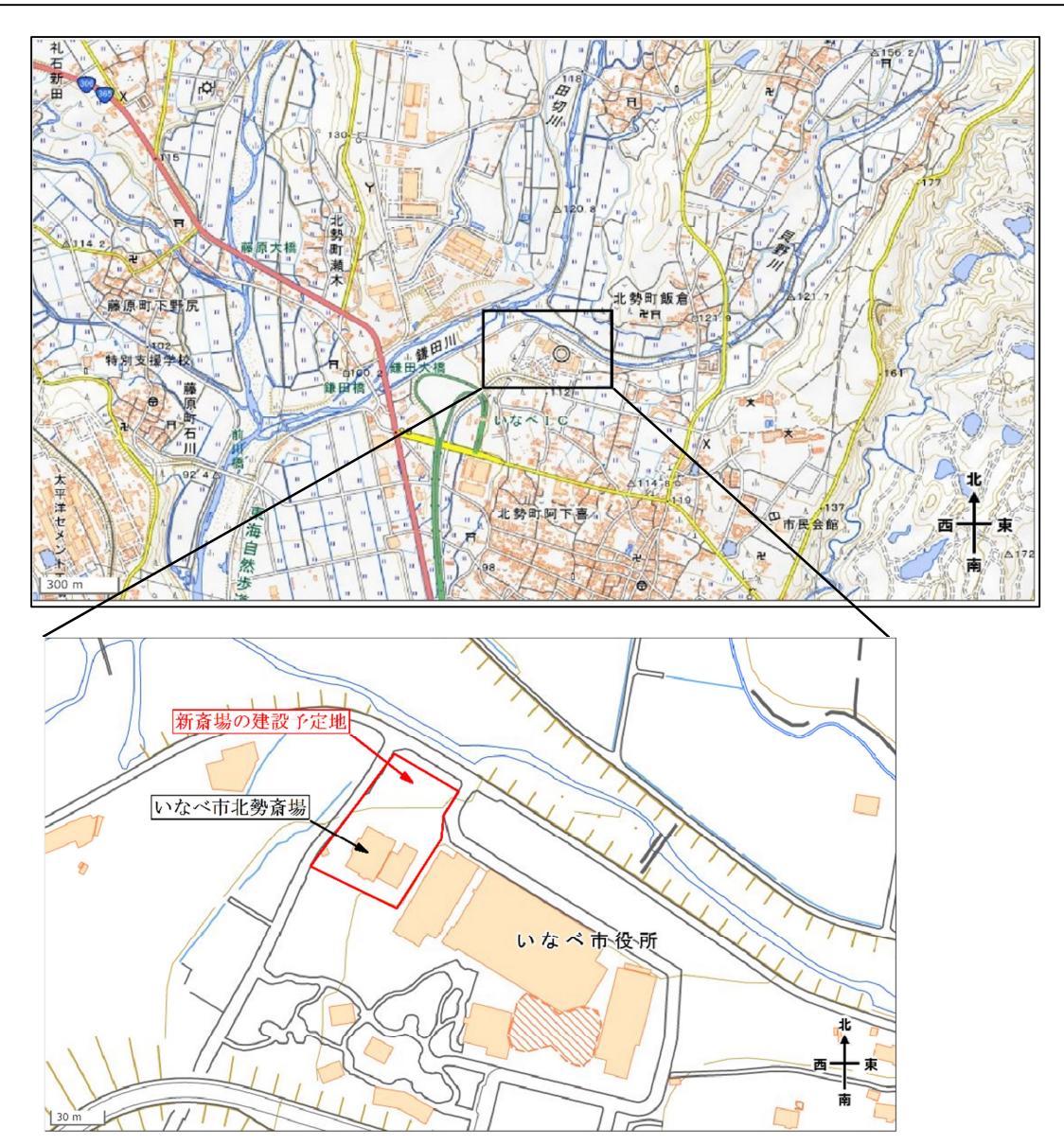


図 1-1 建設予定地

第2章 既存施設の概要

1 既存施設の概要

既存施設の概要等は、表2-1、図2-1に示すとおりである。

表2-1 既存施設概要一覧表

項目	概要
名称	いなべ市北勢斎場
所在地	いなべ市北勢町阿下喜 1678 番地
建設工期	平成2年8月～平成3年3月
竣工年月	平成3年3月
建設費	158,870千円
稼動年数	34年（令和8年3月時点）
敷地面積	2,463.52 m ²
建築面積	602.49 m ²
延べ床面積	447.48 m ²
構造	鉄骨造平屋建
火葬棟	・人体火葬炉2基、動物炉1基 ・告別室、待合ロビー、和室2室、炉前ホール、前室、湯沸室、倉庫、事務室、炉室等
待合棟	なし
式場棟	なし
付帯設備	・駐車場：15台 ・靈安室：なし
その他	燃料：灯油
休業日	1月1日

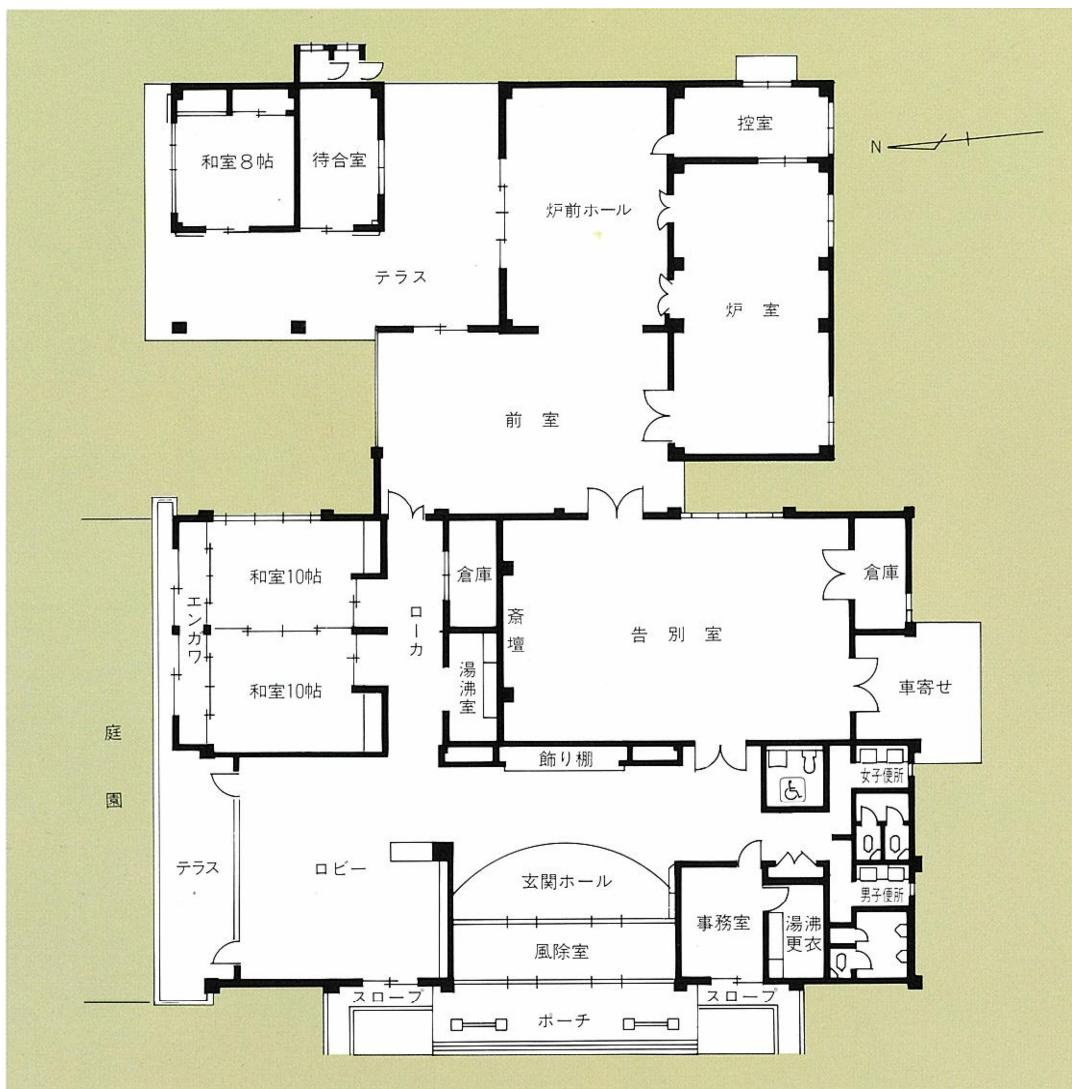


図 2-1 既存施設案内図

2 周辺地質の概要

建設予定地の周辺は、河川の作用によって堆積した沖積層に分類される。そのため、造成にあたっては地盤改良や基礎補強工事などの対策が必要となる可能性がある。

3 火葬件数の整理

既存施設における人体炉の火葬件数は年間 450 件から 550 件程度で推移しており、増加傾向にある。また、動物炉の火葬件数は年間 530 件から 700 件程度で推移している。

なお、火葬件数は、市の公式ホームページで公表された死亡者数の整合性をとるため、毎年 10 月 1 日時点のものとする。

詳細は、図 2-2、表 2-2 に示すとおりである。

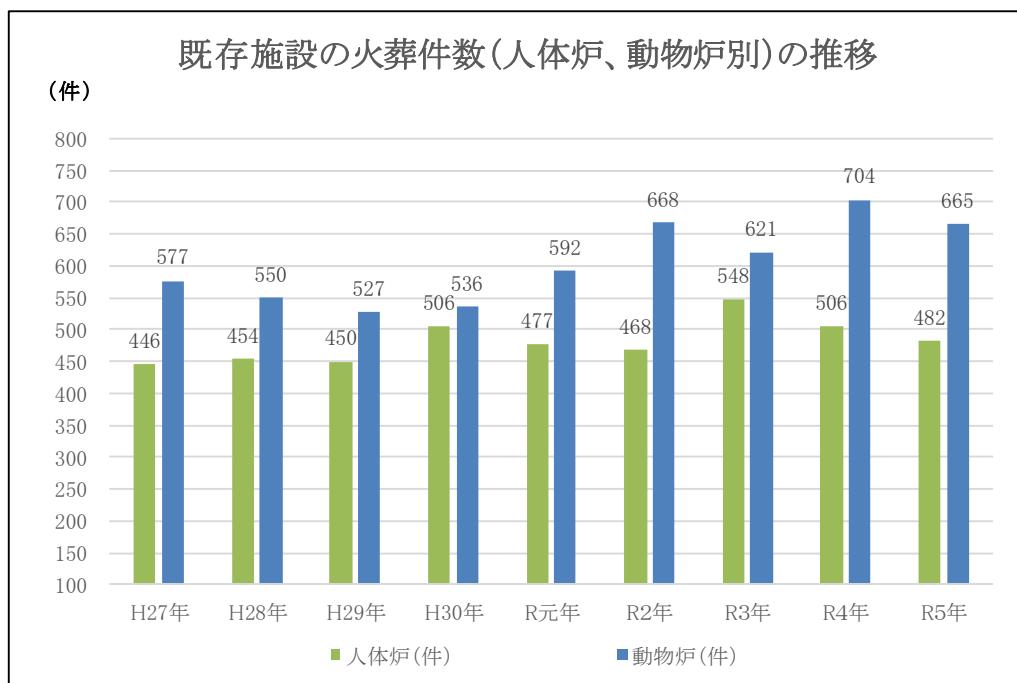


図 2-2 既存施設の火葬件数の推移

表 2-2 既存施設の火葬件数の整理

年次	既存施設の火葬件数の整理	
	人体炉(件)	動物炉(件)
H27年	446	577
H28年	454	550
H29年	450	527
H30年	506	536
R元年	477	592
R2年	468	668
R3年	548	621
R4年	506	704
R5年	482	665

第3章 必要火葬炉数の算定

1 必要火葬炉数の算定手順

新斎場に必要な火葬炉数は、将来人口の動態予測に基づいて、「マニュアル」等を参考にして算定する。

将来人口の動態予測は、市の公式ホームページで公表されている人口実績、県の公式ホームページで公表した三重県衛生統計年報、及び国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が令和5年に公表した推計値を基に推計条件を設定し、「コードト要因法」を用いて行う。

必要火葬炉数の算定手順等は、次に示すとおりである。

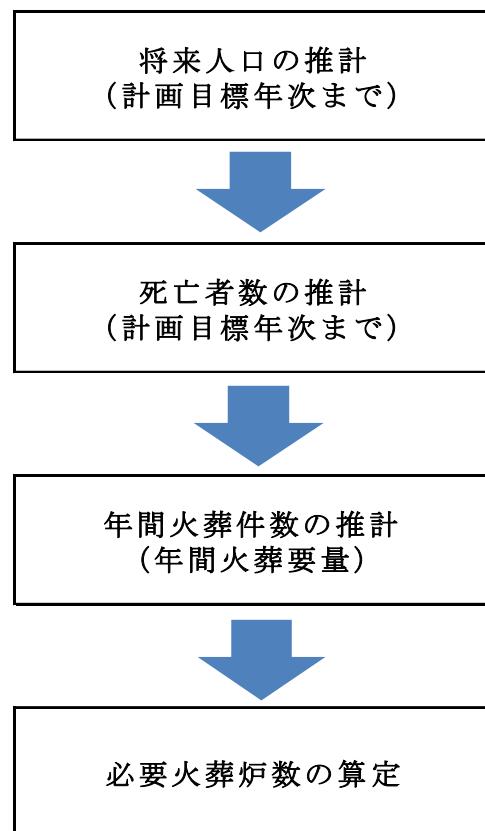


図3-1 必要火葬炉数の算定手順

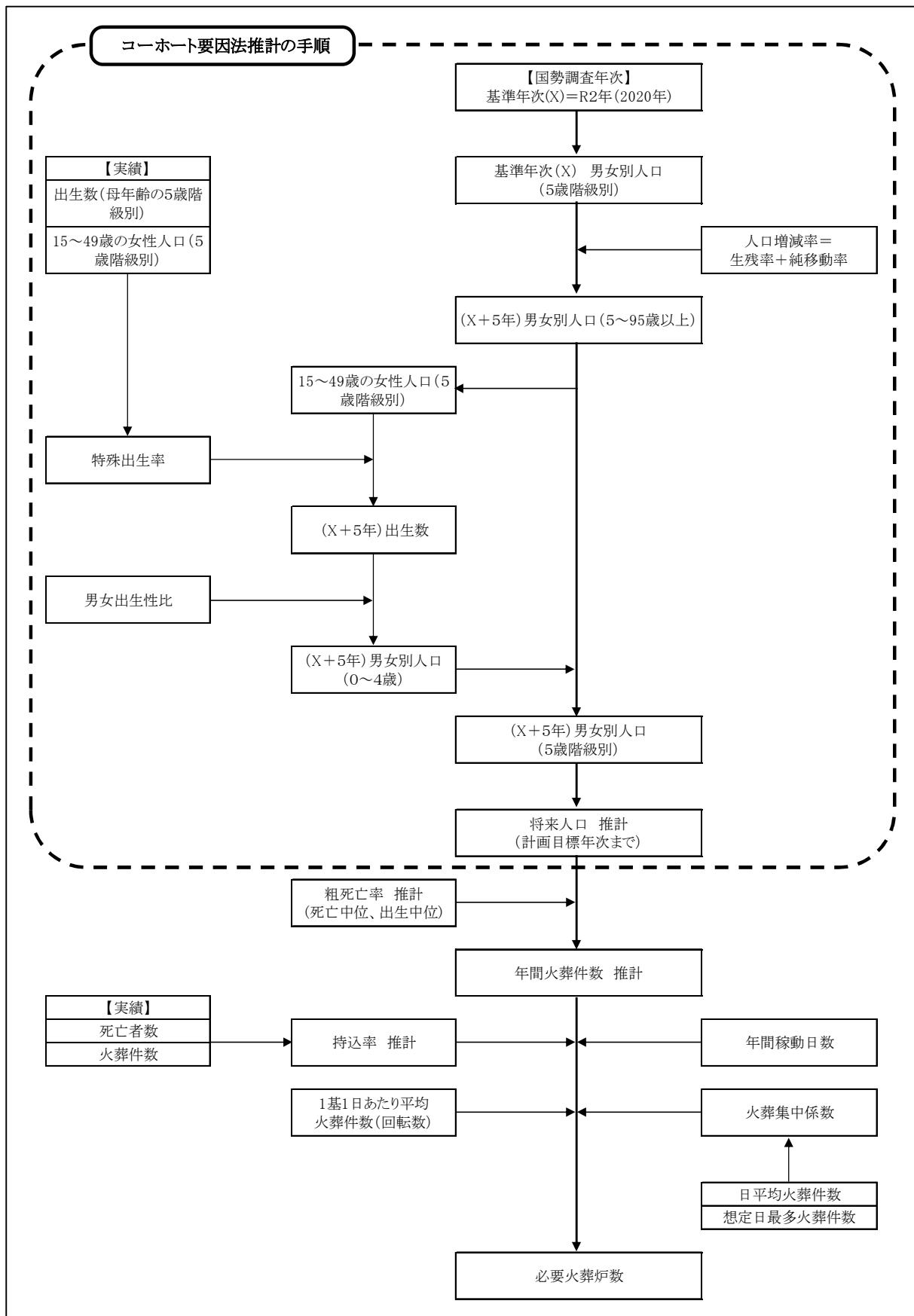


図 3-2 必要火葬炉数の算定フロー及び主な推計条件

2 人口構成及び総人口の予測

予測の結果、市の総人口は減少傾向にある一方、高齢化の進行により死亡者数は今後も増加が見込まれる。

(1) 計画目標年次の設定

新斎場の稼働開始を令和 12 年と想定し、建築物の設計耐用年数（50～60 年）を考慮して、その 60 年後である令和 72 年を計画目標年次として設定する。

(2) 人口構成及び総人口の予測結果

人口構成は、5 歳から 95 歳以上までの 5 歳階級別の予測結果を基に、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の 3 区分で整理した。図 3-3 に示すとおり、総人口に占める老人人口の割合は増加し、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向で推移する予測である。

総人口については、図 3-3 に示すとおり減少傾向にある。令和 17 年の推計結果（41,666 人）は、第 3 次総合計画基本構想の将来人口推計値（41,308 人）に概ね近い値となっている。令和 32 年の推計結果（36,043 人）は、社人研が令和 5 年に公表した推計値（36,239 人）に概ね近い値となっている。

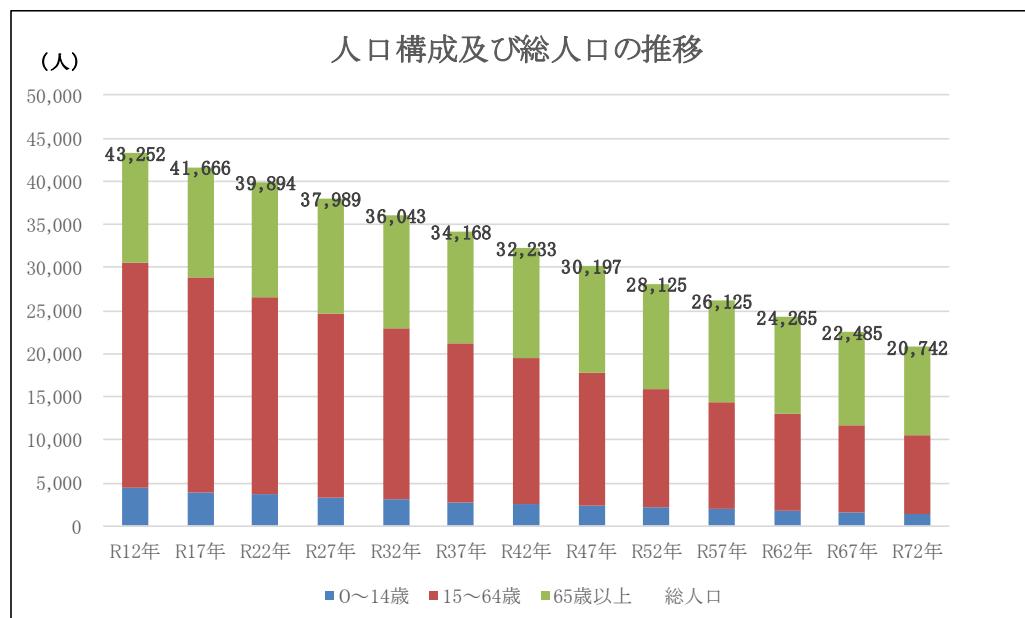


図 3-3 人口構成及び総人口の推移

表 3-1 人口構成及び総人口の推移結果の詳細

人口構成 (人)	年次						
	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年	R37年	R42年
0~14歳	4,469	3,922	3,647	3,371	3,085	2,800	2,537
15~64歳	26,106	24,866	22,934	21,232	19,799	18,356	17,022
65歳以上	12,677	12,878	13,313	13,386	13,159	13,012	12,674
総人口	43,252	41,666	39,894	37,989	36,043	34,168	32,233

人口構成 (人)	年次					
	R47年	R52年	R57年	R62年	R67年	R72年
0~14歳	2,288	2,072	1,873	1,699	1,550	1,409
15~64歳	15,433	13,773	12,459	11,229	10,053	9,182
65歳以上	12,476	12,280	11,793	11,337	10,882	10,151
総人口	30,197	28,125	26,125	24,265	22,485	20,742

3 年間死亡者数の予測

死亡者数は、前項の総人口推計結果と、社人研の粗死亡率（死亡中位・出生中位）の推計値を用いて予測した。予測結果によると、年間死亡者数は令和 22 年にピーク（590 人）を迎える、その後は緩やかに減少していく見込みである。

詳細は、図 3-4 に示すとおりである。

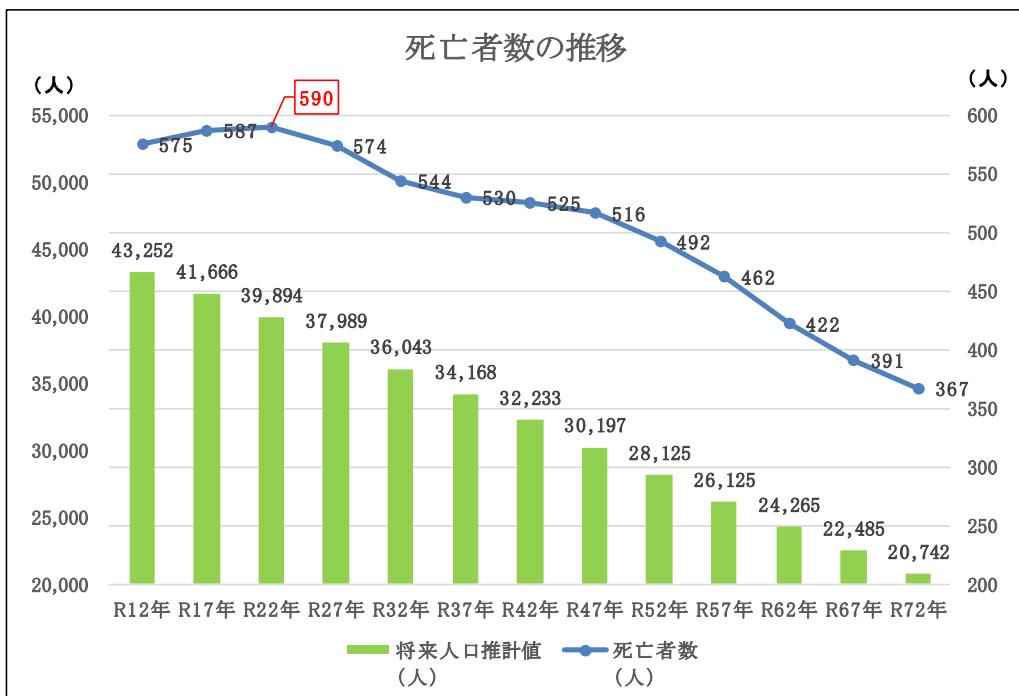


図 3-4 死亡者数の推移

4 年間火葬需要量の予測

(1) 火葬持込率

火葬持込率は、市の公式ホームページで公表されている死亡者数及び既存施設における火葬件数（人体炉のみ）を用いて算定した。図3-5に示すとおり、死亡者数及び火葬件数は横ばい傾向で推移しているため、火葬持込率は過去年次の火葬持込率からその平均値（92.83%）を採用した。

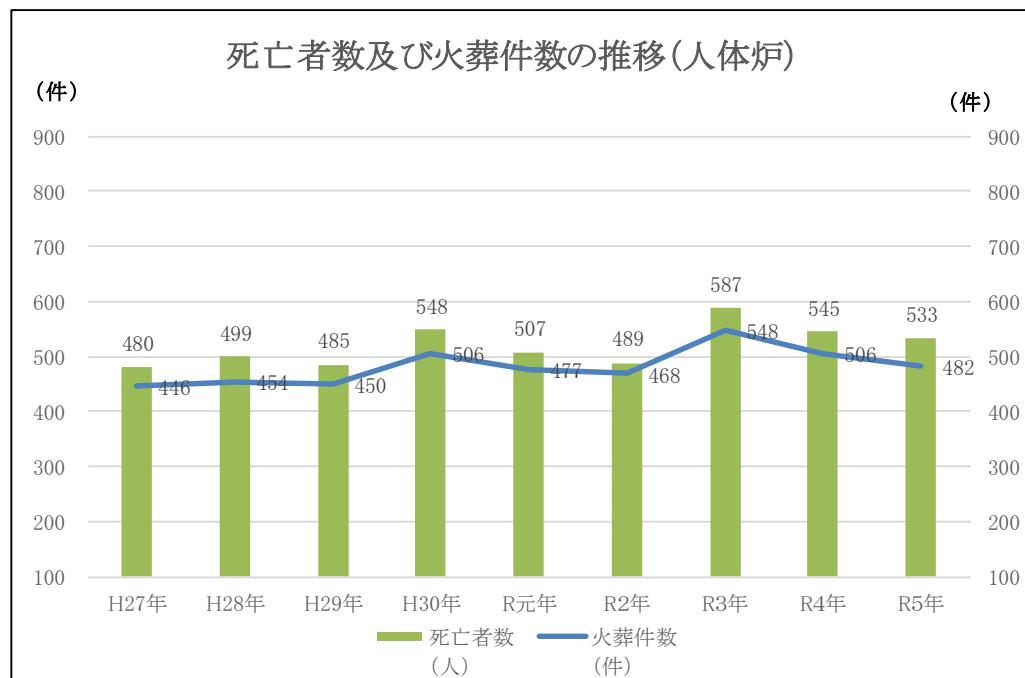


図3-5 死亡者数及び火葬件数の推移

表3-2 火葬持込率の算定

年次	火葬持込率の算定			
	死亡者数 (人)	火葬件数 (件)	火葬持込率 (%)	
	①	②	b=② ÷ ①	平均値
H27年	480	446	92.92%	92.83%
H28年	499	454	90.98%	
H29年	485	450	92.78%	
H30年	548	506	92.34%	
R元年	507	477	94.08%	
R2年	489	468	95.71%	
R3年	587	548	93.36%	
R4年	545	506	92.84%	
R5年	533	482	90.43%	

(2) 年間稼働日数

年間稼働日数は、既存施設の現況（休業日：1月1日）に基づき、年間日数からその1日の休業日を除外して設定した。

(3) 火葬集中係数

「マニュアル」では、以下の火葬集中係数の範囲で火葬集中係数を設定して支障ないと判断されると記載されている。

- ① 小規模：2.0～2.25
- ② 中規模：1.75～2.0
- ③ 大規模：1.5～1.75

火葬集中係数は、「マニュアル」の設定値に基づき、既存施設の規模・火葬件数及び安全率を考慮して、2.25を採用した。

(4) 1基1日あたりの平均火葬数

既存施設の1日の平均火葬数は約1.81件であり、1基1日あたりの平均火葬数は約0.91件である。（令和5年度実績）

＜令和5年度実績＞

$$482 \text{ 件 (年間火葬数)} \div 266 \text{ 日 (実稼働日数)} = 1.81 \text{ 件/日}$$

$$1.81 \text{ 件/日} \div 2 \text{ 基} = 0.91 \text{ 件/基・日}$$

既存施設は火葬炉2基で1日最大4件の火葬を行っているため、火葬集中時の1基1日あたりの火葬数は2.0件である。

なお、「マニュアル」によると、近年の計画では、1基1日あたりの平均火葬数を1.0～3.0に設定する火葬場が多いとされている。

新斎場においては、本地域の葬送習慣で許容される火葬時間帯及び火葬炉の耐久性を考慮し、1基1日あたりの平均火葬数を1.5件/基・日とする。

5 必要火葬炉数の算定

将来の死亡者数の予測を踏まえ、必要となる火葬炉数の算出を行う。

理論的必要炉数は、「マニュアル」を参考に以下の式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{集中日の火葬件数 } e \\ \text{理論的必要炉数} &= \frac{1 \text{ 基 } 1 \text{ 日あたりの平均火葬数 } h}{\frac{(日平均取扱件数 } d \times (\text{火葬集中係数 } g)}{= 1 \text{ 基 } 1 \text{ 日あたりの平均火葬数}}} \\ &= \frac{(年間火葬件数 } c \div (\text{稼働日数 } f) \times (\text{火葬集中係数 } g)}{= 1 \text{ 基 } 1 \text{ 日あたりの平均火葬数}} \end{aligned}$$

新斎場に求められる最も重要な機能は、いかなる状況下でも市民の「最後の尊厳」を

守り、火葬待ちを生じさせないことである。

年間ピーク需要（590件）を基に、友引の翌日などに想定されるピーク時の火葬需要を配慮する必要がある。

既存施設の火葬炉2基体制（1日最大4件対応）では、このピーク需要に対応できず、市民サービスが低下するリスクが顕在化する。

したがって、予見的分析に基づき、将来の需要増に柔軟に対応し、常に安定稼働を可能とする火葬炉3基体制とすることが望ましい。これは、市民への安心提供と施設の長寿命化に貢献する、最も費用対効果の高い炉数設定であると考えられる。

動物炉は、既存施設と同様に1基を設置する。

必要火葬炉数の算定結果は、次に示すとおりとする。

表 3-3 必要火葬炉数の算定結果

年次	年間死者数 (a)	火葬持込率 (b)	年間火葬件数 (c) = a × b	日平均取扱件数 (d) = c / f	集中日の人葬件数 (e) = d × g	年間稼動日数 (f) = F - 1 日		集中係数 (g)	1基1日あたりの平均 均火葬数 (h)	必要人体火葬炉数 e / h ≈	動物火葬炉数 動物火葬炉数 の算定結果
						F	(f) = F - 1 日				
R12年	575	92.83%	534	1.4665	3.2996	365	364	2.25	1.5	2.1998	3(基) 4(基)
R17年	587	92.83%	545	1.4930	3.3593	366	365	2.25	1.5	2.2395	3(基) 4(基)
R22年	590	92.83%	548	1.5047	3.3856	365	364	2.25	1.5	2.2571	3(基) 4(基)
R27年	574	92.83%	533	1.4639	3.2938	365	364	2.25	1.5	2.1959	3(基) 4(基)
R32年	544	92.83%	505	1.3874	3.1217	365	364	2.25	1.5	2.0811	3(基) 4(基)
R37年	530	92.83%	492	1.3480	3.0330	366	365	2.25	1.5	2.0220	3(基) 4(基)
R42年	525	92.83%	487	1.3389	3.0125	365	364	2.25	1.5	2.0084	3(基) 4(基)
R47年	516	92.83%	479	1.3160	2.9610	365	364	2.25	1.5	1.9740	2(基) 3(基)
R52年	492	92.83%	457	1.2548	2.8233	365	364	2.25	1.5	1.8822	2(基) 3(基)
R57年	462	92.83%	429	1.1750	2.6438	366	365	2.25	1.5	1.7625	2(基) 3(基)
R62年	422	92.83%	392	1.0763	2.4217	365	364	2.25	1.5	1.6145	2(基) 3(基)
R67年	391	92.83%	363	0.9972	2.2437	365	364	2.25	1.5	1.4958	2(基) 3(基)
R72年	367	92.83%	341	0.9360	2.1060	365	364	2.25	1.5	1.4040	2(基) 3(基)

6 火葬タイムスケジュール

ここでは、前項で検討した理論的必要炉数を参考に、本地域の葬儀習慣、新斎場利用者の動線等を考慮したタイムスケジュール案を作成する。

火葬のタイムスケジュール案は、既存施設の開館時間、火葬炉メーカーのヒアリング結果等を参考に次に示す条件で検討する。

- ① 新斎場の開館時間は、8時半から17時までとする。
- ② 告別の時間は、既存施設の利用時間と同程度で15分とする。
- ③ 火葬+冷却の時間は、遺体重量80kg以下の場合、火葬時間が主燃バーナ着火から消火までの時間（60分）と冷却時間（炉内冷却+前室冷却）（30分）を考慮し、90分とする。
- ④ 収骨の時間は、一般斎場の収骨利用時間と同程度で15分とする。
- ⑤ 新斎場の運営に必要な最小限の職員人数は、3名程度（受付・庶務1名、告別・収骨1名、火葬炉運転1名）とする。

（1）集中時火葬タイムスケジュール

集中時火葬タイムスケジュールは、表3-4に示すとおりとする。

8:30～17:00の時間帯で6件の火葬が可能となる。

表3-4 集中時タイムスケジュール

告別・収骨室	炉	8時半	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
1室	1			1					4		
	2				2				5		
2室	3					3			6		

 受付・告別（15分）

 火葬・冷却（90分）

 収骨（15分）

(2) 災害時火葬タイムスケジュール（参考）

災害時火葬タイムスケジュール（参考）は、表3-5に示すとおりとする。

8:30～17:00の時間帯で8件の火葬が可能となる。

表3-5 災害時火葬タイムスケジュール（参考）

告別・収骨室	炉	8時半	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
1室	1		1				5			8	
	2			3			6				
2室	3			2		4			7		

 受付・告別（15分）

 火葬・冷却（90分）

 収骨（15分）

第4章 火葬場建設の法的基準

1 火葬場建設の関係法令等

火葬場建設に関する主な法令等は、墓地、埋葬等に関する法律、建築基準法、都市計画法等がある。

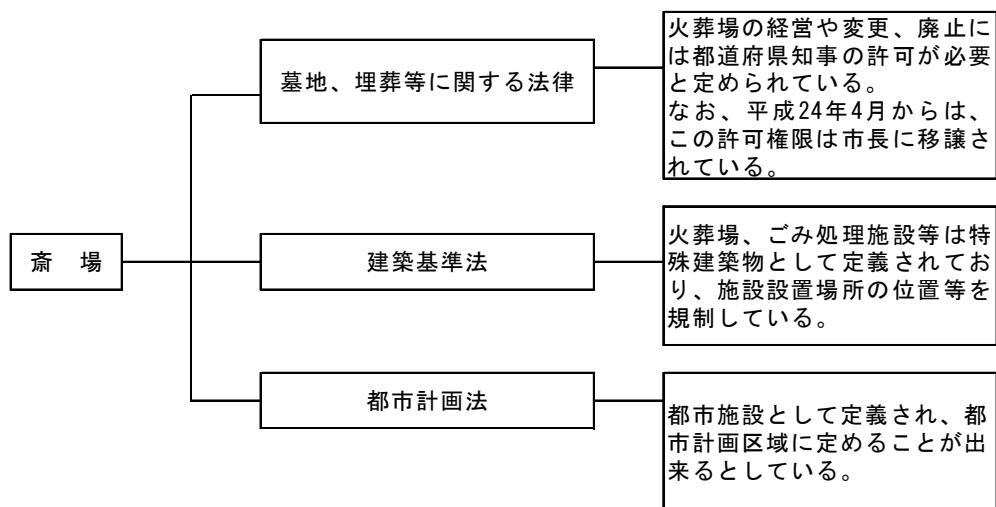


図 4-1 火葬場建設に関する法令等

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

「墓地、埋葬等に関する法律」第10条では、火葬場の経営や変更、廃止には都道府県知事の許可が必要と定められている。

なお、平成24年4月からは、この許可権限は市長に移譲されている。

(2) 建築基準法

斎場施設は特殊建築物に該当し、建築基準法第51条により、原則、都市計画においてその敷地の位置が決定されなければならない。

建築基準法第51条は、都市計画決定を厳格に要求する一方で、現実の多様な状況に対応するための柔軟性も備えている。それが同条の「ただし書き」に規定された例外措置であり、都市計画決定を経ずに火葬場を建設するための代替的な法的経路を提供するものである。

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

(3) 都市計画法

火葬場は都市計画法第11条で都市施設として位置づけられており、建設する際には施設の種類、名称、位置、区域、その他政令で定める事項について都市計画決定を行う必要がある。これにより、以下の効果が得られる。

- ① 他の土地利用計画や都市施設との整合性が図られ、都市全体の合理的かつ健全な土地利用が可能になる。
 - ② 住民参加による計画策定が位置づけられる。
 - ③ 他の用途の土地利用が制限され、計画に即した専用的かつ恒久的な土地利用が図られる。
 - ④ 都市計画事業として施行することが可能となり、土地収用法を適用した土地等の収用または使用が可能になる。また、土地・建物の先買いが可能となり、一定期間にわたり土地所有者による第三者への土地・建物の譲渡が禁止される。
- さらに、都市計画税の充当も可能となる。

(4) 火葬場建設における承認経路の比較

先に述べたとおり、火葬場を建設する場合、都市計画決定が必要である。

一方、建築基準法第51条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」において火葬場が指定されており、都市計画で位置を決定していなければ、新築や増築はできないとされている。ただし、敷地の位置が都市計画地方審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと特定行政庁（市町村長）により許可された場合、または政令で定める規模以下で新築や増築を行う場合は、この限りではない。このことから、火葬場は以下のいずれかの条件に適合した敷地でなければ、建築が許可されないことになる。

承認経路A：火葬場の敷地の位置について都市計画決定を必要とするもの

承認経路B：火葬場の敷地の位置について特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て許可するもの

都市計画決定（経路A）と建築基準法第51条ただし書き許可（経路B）は、それぞれに利点と欠点があり、慎重に選択する必要がある。

① 法的安定性

経路Aは、都市計画という市の公式な意思決定プロセスを経るため、一度決定されれば極めて高い法的安定性を持つ。一方、経路Bの許可は行政裁量である。

② 所要時間

経路Aは、複数の市民参加手続きを含むため、数年にわたる長期的なプロセスとなることが一般的である。一方、経路Bは行政内部の手続きが中心であり、理論的にはより迅速な決定が可能である。

③ 社会的受容性

経路Aは、透明なプロセスを通じて地域社会の合意形成を図るために、成功すれば円滑な事業推進が期待できる。対照的に、経路Bはプロセスが不透明と見なされやすく、地域住民の不信感や反対運動を招くリスクを内包する。

④ 柔軟性

経路Bは、小規模な施設や特殊な立地条件を持つプロジェクトなど、都市計画全体の変更を伴う必要がない場合に、柔軟かつ現実的な解決策となる。

表 4-1 火葬場建設における承認経路の比較

項目	【承認経路 A】 都市計画決定	【承認経路 B】 建築基準法第 51 条 ただし書き許可
根拠法	都市計画法、建築基準法第 51 条本文	建築基準法第 51 条ただし書き
主要な意思決定者	市町村長（議会の議決を経る場合もある）	特定行政庁（市町村長等）
都市計画審議会の役割	計画案の妥当性を審議し、答申する	計画が「都市計画上支障がない」か審議し、意見を述べる
市民参加	必須（説明会、公聴会、縦覧など）	間接的（条例で義務付けられる場合を除く）
所要時間の目安	1 年以上	数ヶ月～1 年程度
法的安定性	非常に高い	比較的高いが、行政裁量への異議申し立てリスクあり
適したプロジェクト	大規模、恒久的、市街地内の新設・移転	小規模、暫定的、市街化傾向の少ない場所での計画

2 法的規制基準の概要

（1）土地利用規制

本計画の建設予定地における土地利用条件及び自然環境条件の各種規制基準の概要是、表 4-2 に示すとおりである。

なお、次に指定のないものについては、関係法令・条件等によるものとする。

表 4-2 建設予定地の土地利用規制

項目	土地利用規制
・都市計画区域	無指定
・用途地域	無指定
・防火地区	無指定
・高度地区	無指定
・容積率	60%以内
・建ぺい率	200%以内
・高さの制限	無指定
・日影規制	無指定
・緑化率	無指定
・保安林区域	無指定
・農業振興地域	無指定
・森林地域	無指定
・自然公園地域	無指定
・自然保全地域	無指定
・河川区域	無指定
・河川保全区域	無指定
・砂防指定区域	無指定
・急傾斜地崩壊危険区域	無指定
・災害危険区域	無指定
・山腹崩壊危険区域	無指定
・地すべり防止区域	無指定
・史跡名勝地	無指定
・周知の埋蔵文化財包蔵地	無指定
・航空障害物制限区域	無指定
・電波伝搬障害防止区域	無指定
・土壤汚染対策法	該当あり
・宅地造成及び特定盛土等規制法	該当あり

(2) 土壤汚染対策法

本計画は、3,000 m²以上の土地の形質変更を伴うことから、土壤汚染対策法の規定に基づく当該土地の形質の変更の場所、着手予定日等の届出が必要となる。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法

本計画は、高さ1m超の盛土かつ面積500 m²超の造成の土地の形質変更を伴うことから、宅地造成及び特定盛土等規制に基づく県との事前協議等が必要となる。

3 周辺環境の把握

新斎場整備にあたっては、建設予定地の周囲環境保全の視点から、火葬場から発生する汚染物質が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、その結果に基づいた生活環境への配慮事項を発注関連図書等に盛り込む必要がある。

火葬場から発生する汚染物質として影響予測を必要とする主な対象としては、次に示すものがある。

- ① 大気汚染
- ② 悪臭
- ③ 騒音・振動

(1) 大気汚染に係る環境基準の状況

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表4-3に示す大気汚染に係る環境基準が定められている。

表4-3 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。

(2) 悪臭規制の状況

市の「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」に基づき、敷地境界における臭気の規制基準は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 臭気に係る規制基準

項目	規制基準
臭気指数 (第 1 種区域)	15

(3) 騒音・振動規制の状況

ア 騒音

「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条（別表第 12）」に記載されている騒音の規制基準は、表 4-5 に示すとおりである。

本計画の建設予定地は、用途地域が指定されていないため、「その他の地域（工業専用地域を除く）」に該当する。

表 4-5 騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時 から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域		50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域及び準住居地域		55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域		65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
工業地域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域 (工業専用地域を除く。)		60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じるものとする。

イ 振動の規制基準

「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条（別表第 12）」に記載されている規制基準は、表 4-6 に示すとおりである。

本計画の建設予定地は、用途地域が指定されていないため、「近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）」に該当する。

表 4-6 振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 翌日午前 8 時まで)
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）	65 デシベル	60 デシベル

備考)

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じるものとする。

第5章 斎場施設整備計画

1 新斎場整備にあたっての基本方針

新斎場の整備は、以下の基本方針に基づき推進する。

(1) 尊厳とやすらぎの空間創造

人生の終焉、その最後のお別れの場にふさわしい、やすらぎと品位を持った施設とする。多様化する葬送儀礼に対応し、故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じる、すべての市民にとって尊厳が守られる空間を創造する。

(2) 利用者本位の機能性とプライバシーの徹底確保

家族葬や直葬といった近年のニーズに応え、一連の葬送行為を個別性の高い空間で行えるよう、異なる葬家の利用者が顔を合わせることのない動線とする。また、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインとする。

(3) 周辺環境との調和

周辺環境と調和し、地域に受け入れられる自然と共生する施設とする。

(4) 将来需要に対応する最適な施設規模

予見的分析に基づく将来の火葬需要に確実に対応できる施設規模とする。過剰投資を避けつつ、市民サービスと財政規律の最適なバランスを追求する。

(5) 持続可能な維持管理とライフサイクルコストの削減

省エネ・省資源及び高耐久な構造・素材を採用し、維持管理費の削減を目指す。

(6) 災害時にも機能を維持する強靭な施設

災害に強い構造とし、自家発電設備等を備えることで、非常時においても市民生活に不可欠な機能を維持する事業継続計画（BCP）に貢献する。

2 基本的な考え方と施設整備内容

(1) 基本的な考え方

施設整備は、次に示す基本的な考え方で立案する。

- ① 最新技術を取り入れ、環境保全を最重点とする。
- ② 周辺の自然環境と調和した建物とする。
- ③ 明るく清潔で、厳粛な雰囲気をもった建物とする。
- ④ 異なる葬家の利用者が顔を合わせることのないよう動線を完全に分離し、プライバシーを徹底して確保する配置とする。

(2) 施設整備内容

新斎場の整備は、斎場建物本体、駐車場、構内道路、付帯施設（庭園、慰靈塔など）

ど)、環境緑地等から構成される。

3 斎場施設の構成及び機能

一般的斎場は、大きく分けて、火葬（火葬・管理）、待合、式場の3部門で構成されている。

(1) 火葬部門

ア 火葬部門

火葬部門は、受付・入場、告別・収骨を行う場所である。

施設は、エントランスホール、告別室・収骨室、靈安室、その他（通路・階段等）等から構成されている。

イ 管理部門

管理部門は、火葬作業、火葬場の管理・運営を行う場所である。

施設は、炉室、炉機械室、残灰室、台車庫・倉庫、電気室、発電機室、空調機械室等、事務室、制御室、更衣室、トイレ、湯沸室、その他（通路等）等から構成されている。

(2) 待合部門

待合部門は、告別の後、遺族等の会葬者が収骨までの間一時的に休憩を行う場所である。特に遺族の悲しみをやわらげるような雰囲気を醸し出す質の高い空間構成が望ましい。

待合部門には、プライバシーに配慮した個室型待合室と、開放的な共有ロビーを併設し、利用者が選択できる計画とする。

主な施設は、待合ホール（待合コーナー）、待合室、キッズコーナー、トイレ、倉庫、その他（通路・階段等）等から構成されている。

(3) 式場の検討

本計画では、本地域の葬儀習慣（葬儀社でお葬式を行っている）及び近年の新たな葬儀形態（葬儀社で家族葬及び一日葬または直葬等）の多様化を踏まえ、市民ニーズや費用対効果を総合的に勘案した結果、式場は設置しない方針とする。

4 建築物の規模と面積試算

(1) 建築物面積の設定条件

建築物面積は、「マニュアル」を参考に、次に示す条件で設定する。

- ① 風除室は、柵台車等の長さを考慮し、奥行きを 2.5m 以上とする。
- ② エントランスホールは、奥行きを 4.0m 以上とする。
- ③ 待合室面積は、1 会葬あたりの会葬者数を概ね 40~50 人と想定し、1 人あたりの面積を 1.3~1.5 m² に設定する。
- ④ 個室型待合室は、整備炉数と同数を確保する。
- ⑤ 炉機械室は、将来の更新やメンテナンスを考慮した十分なスペースを確保する。

(2) 配置形式・主要構成の設定

「マニュアル」の基数別の配置形式・主要構成（例）は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 基数別の配置形式・主要構成（例）

区分	2基	4基	6基	8基	10基	12基
配置形式	1棟型	3棟型	3棟型	3棟型	3棟型	2棟型
告別室、収骨室	別置型	別置型	別置型	別置型	別置型	兼用型
バグフィルター室	未設置	設置	設置	設置	設置	設置
制御室	未設置	設置	設置	設置	設置	設置
待合室	1階	1階	1階	1~2階	1~2階	2階
式場規模(50人)	1階	1階	-	1階2室	1階	1階2室
式場規模(100人)	-	-	1階	-	2階	2階

「マニュアル」の火葬炉 4 基の建築物面積試算（例）は、表 5-2 に示すとおりである。

表 5-2 建築物面積試算（例）

建築物面積試算（火葬炉 4基）

区分 (1階)		面積(m ²)	備考
火葬門部	エントランスホール	167	
	告別室	84	42×2室
	収骨室	98	42×2室
	収骨前室	49	
	炉前ホール	175	
	炉機械室	168	
	制御室	30	
	休憩室	30	
	残灰・飛灰処理室	30	
	機械室(発電機・電気室等)	35	
	倉庫・台車庫	120	
	空調機械室等	70	
	事務室	72	
	靈安室	42	
	便所	24	
	業者控室	24	
	その他(通路・階段等)	139	
	小計	1,357	
待合部門	待合ホール	223	
	待合個室	216	54×4室
	便所・湯沸室	53	
	倉庫	9	
	控室	12	
	喫茶・売店コーナー	15	
	その他(通路・階段等)	125	
	小計	653	
	ロビー(附室を含む)	176	
	式場	108	(50席)
式場部門	遺族控室	32	
	僧侶控室	14	
	業者控室	14	
	倉庫	36	
	便所	34	
	空調機械室	72	
	更衣室	14	
	その他(通路・風除室等)	59	
	小計	559	
	1階合計	2,569	

区分 (2階)		面積(m ²)	備考
火葬門部	炉機械室	245	
	倉庫	13	
	その他(通路・階段等)	13	
小計		271	
2階合計		271	

1階延床面積	2,569
2階延床面積	271
合計延床面積	2,840
建築面積	3,018

出典：「マニュアル」

(3) 建築面積の試算（例）

建築面積について、「マニュアル」の建築物面積試算（例）を基に試算したものは、表5-3に示すとおりとする。

表5-3 建築物面積試算（例）

階別	部門別	面積 (m ²)	備考
1階 延床面積	火葬部門	1,357	「マニュアル」より
	計	1,357	
2階 延床面積	火葬部門	271	「マニュアル」より
	待合部門	653	「マニュアル」より
	計	924	
建築面積		約 1,628	

5 駐車場の規模算定

駐車場の規模（必要台数・面積）は、「マニュアル」を参考に、次に示すとおり算出した。

必要駐車台数は36台、面積は1,720m²となる。

【駐車場規模（車両台数等）の算出】

		単位（台）		単位（台）	
普通車	I) 遺族用車両	15	=	5	× 3組
	II) 身障者用	2	=	2	
	III) 僧侶（神官、牧師、その他）用車両	3	=	1	× 3組
	IV) 業務用車両	6	=	2	× 3組
	V) 管理者用車両	6	=	2	3名
VI)	予備スペース： 利用者用車合計：	11.2	=	0.35	× (I + II + III + IV + V)
	管理者（業務）用車合計：	20		(V+VI)	
大型	マイクロバス	3	=	1	× 3組
	大型バス	1	=	1	× 1組

※ 駐車場の規模は、以下の条件から算出とする。（出典：火葬場の建設・維持管理マニュアル）

- I) 遺族用車両 ≈ (5台仮定) × (同一時間帯の稼働炉数)
- II) 身障者用車両 ≈ (2~3台)
- III) 遺族用車両 ≈ (同一時間帯の稼働炉数)
- IV) 業務用車両 ≈ (2~3台) × (同一時間帯の稼働炉数)
- V) 管理者用車両 ≈ 職員数
- VI) 予備スペース ≈ (0.2~0.5) × (I + II + III + IV + V)

駐車場規模の算出

区分	面積/台（m ² ）	算出台数	計（m ² ）
利用者用	30	20	600
マイクロバス	45	3	135
大型バス	85	1	85
管理者（業務）用	30	12	360
計		36	1,180
予備スペース	30	18	540
計		-	540
合計			1,720

駐車台数： 36 台
駐車場面積： 1,720 m²

1台あたりの専用面積

区分	普通乗用車	マイクロバス	大型バス
占有面積/台	25~30 m ²	40~45 m ²	80~85 m ²

出典：「マニュアル」

図 5-1 駐車台数及び駐車面積

6 その他

(1) 構内道路

構内道路の面積については、「マニュアル」による火葬棟等背面のメンテナンス道路等を含めると駐車場とほぼ同等の敷地面積が必要なことを考慮しなければならない。

(2) 付帯施設

付帯施設について、既存施設敷地内の六地蔵（出入口付近）、慰靈塔（敷地東南角）は、既設流用とする。

(3) その他

既存施設を稼働させながら新斎場を建設するため、工事車両と一般利用者・靈柩車の動線を明確に分離し、安全を確保する必要がある。

第6章 建築物計画

1 基本方針

建築物計画の根幹をなすのは、防災機能の強化、完全なユニバーサルデザインの実現、そして将来にわたる持続可能性の確保である。これらの複合的な課題を解決するため、敷地全体と同じ高さにする。

これにより、浸水リスクを解消することで、災害時にも機能を維持する強靭な施設を実現する。また、敷地全体をフラットにすることで、駐車場から建物まで段差のないアプローチを可能とし、誰もが安全・快適に利用できる環境を整備する。

2 基本条件

(1) 敷地条件

① 敷地面積	約 3,550 m ²
既存施設面積	約 2,500 m ²
建設予定地面積	約 1,050 m ²
② 現況敷地レベル	
既存施設敷地レベル	約 108m
建設予定地レベル	約 105m
③ 新斎場への入場	県道 5 号北勢多度線から一般市道阿第 30 号線へ
	詳細は、図 6-1 に示すとおりとする。

(2) ユーティリティ設備条件

ユーティリティ設備条件は、次に示すとおりとする。

① 電気	新規引込工事（既存施設出入口付近電柱あり）
② 給水	既存水道から引込工事（既存施設北側付近、新規量水器設置）
③ ガス	都市ガス引込の場合（既存施設では都市ガスを使用していないため、ガス事業者との協議） LPG ガス引込の場合（建物の設計図面を基に、ガス事業者又は施工業者との協議）
④ 通信	①電気と同様
⑤ 雨水排水	新規雨水排水設置工事（公道側溝に放流）
⑥ 汚水・雑排水	新規汚水・雑排水設置工事（下水道に放流）
⑦ 防災	新規防火設備工事

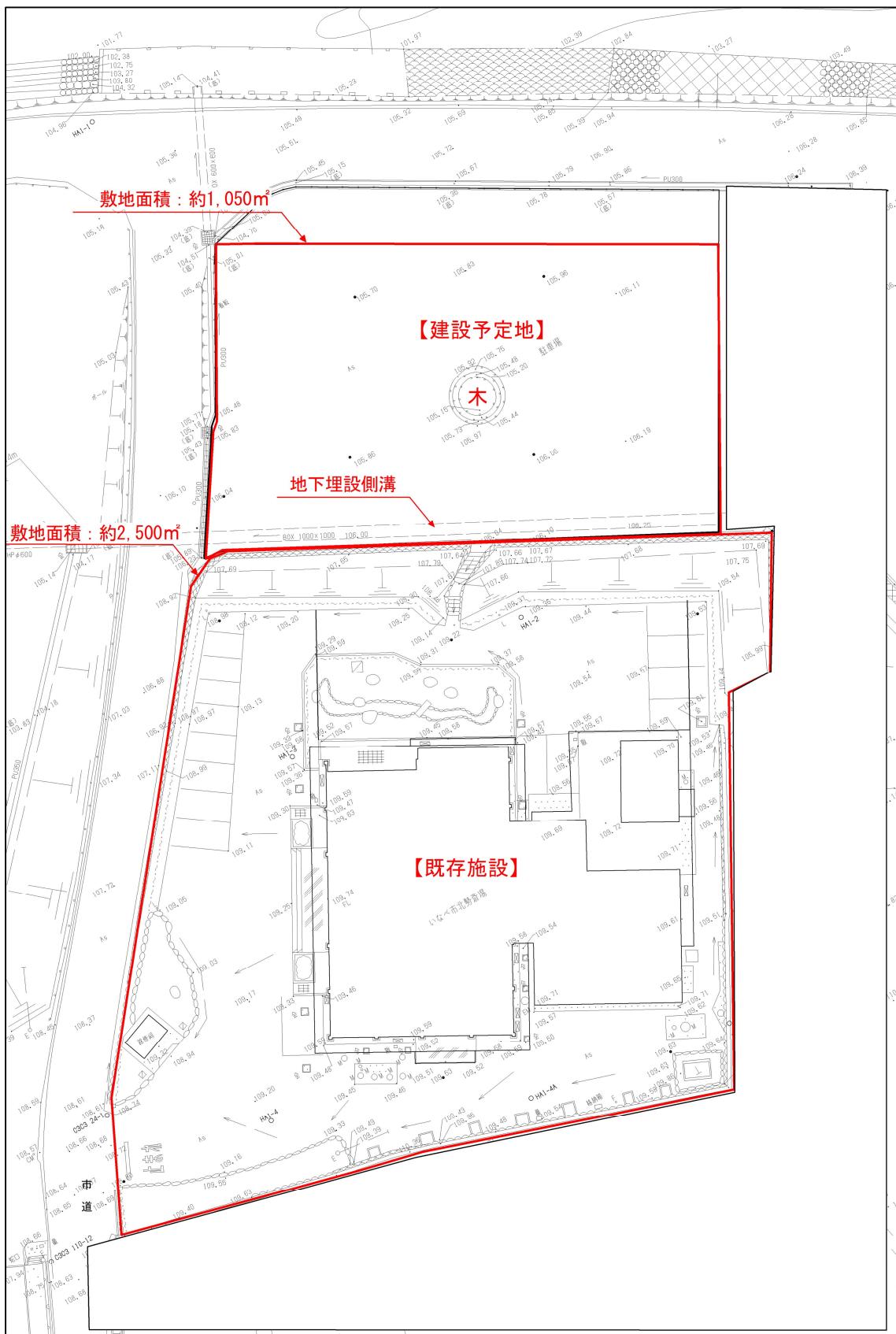


図 6-1 現況地盤状況図

3 配置計画

(1) 敷地造成計画案

本計画では、前項で記載したとおり、現況敷地レベルによる既存施設敷地と建設予定地の約3m段差を解消するため、建物基礎及び建設予定地の嵩上げを計画する。

本計画建設予定地の造成案の設定条件は、次に示すとおりとする。

- ① 建設予定地の造成にあたっては、盛り土が中心とする。
- ② 整地計画は、既存施設敷地のレベルと同様の計画地盤高さ設定とする、また、既存施設の場内道路へ接続可能な計画地盤高さ設定とする。
- ③ 敷地造成用の高さ処理は、効率的土地利用を図るため、造成地周縁擁壁（L型擁壁等）とする。
- ④ 造成地周縁擁壁（L型擁壁等）の主な仕様は、高さ3m程度、延長120m程度とする。

また、建設予定地の埋設側溝が建物基礎工事に干渉するため、敷地造成に伴い既存埋設側溝の切り回し工事の検討が必要である。

なお、実施設計の段階では、建設予定地の現況・地質条件、建設予定地の雨水流出抑制設備の現況、建設予定の造成地周縁擁壁（L型擁壁等）及び盛土に使用する土質の条件などを十分確認後、具体的な計画内容（安定計算など）の検討が必要である。

(2) 配置計画案

配置計画案は、前項の敷地造成計画案、工事期間中の車両動線（一般利用車両、工事関係車両）、敷地面積の制約条件、将来の次期建替え計画等を考慮し、図6-2に示すとおりとする。

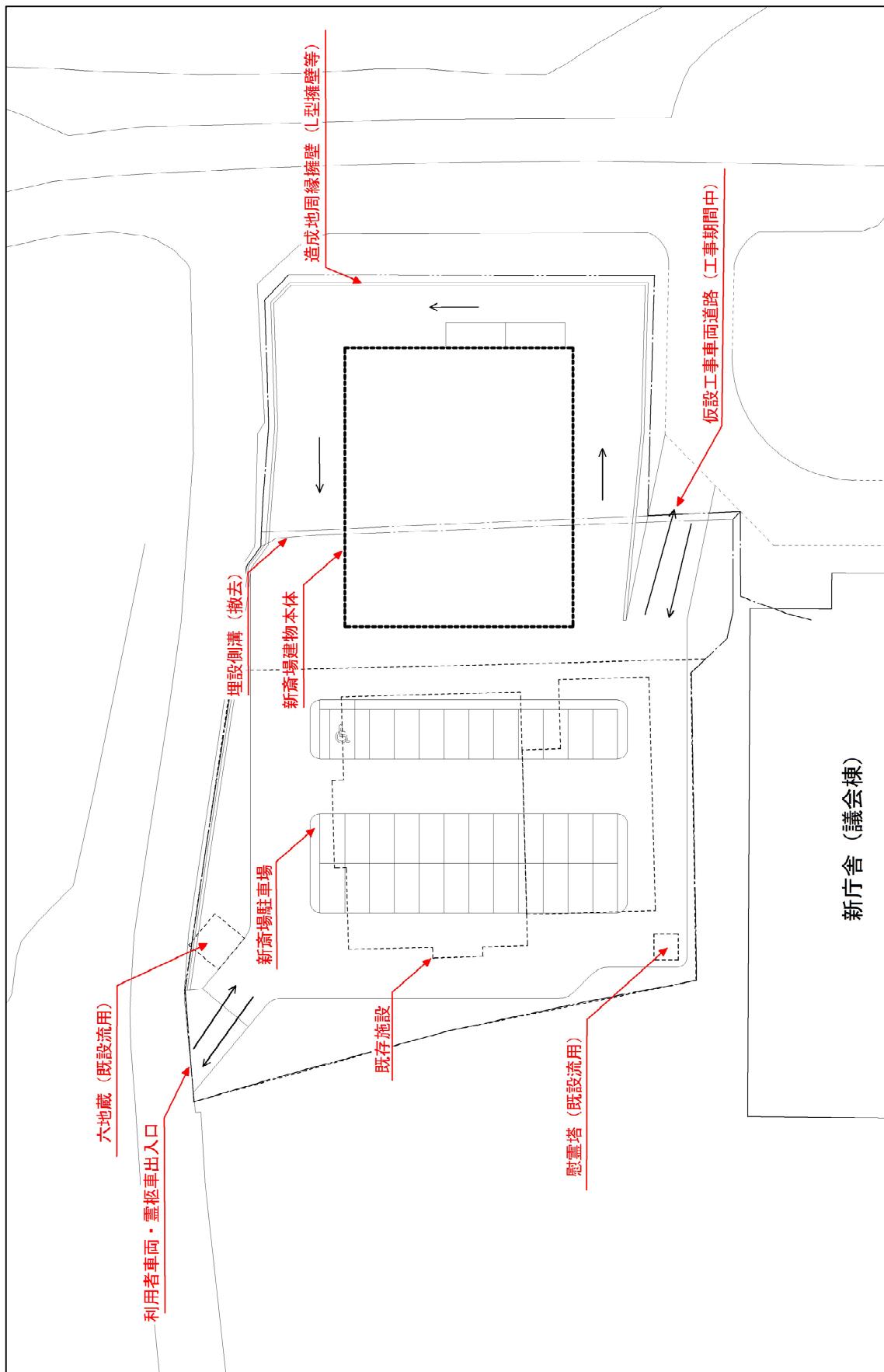


図 6-2 配置計画案

4 平面計画

(1) 平面計画案

平面計画案については、「第5章4（1）建築物面積の条件」を基に、次に示す設定条件により計画とする。

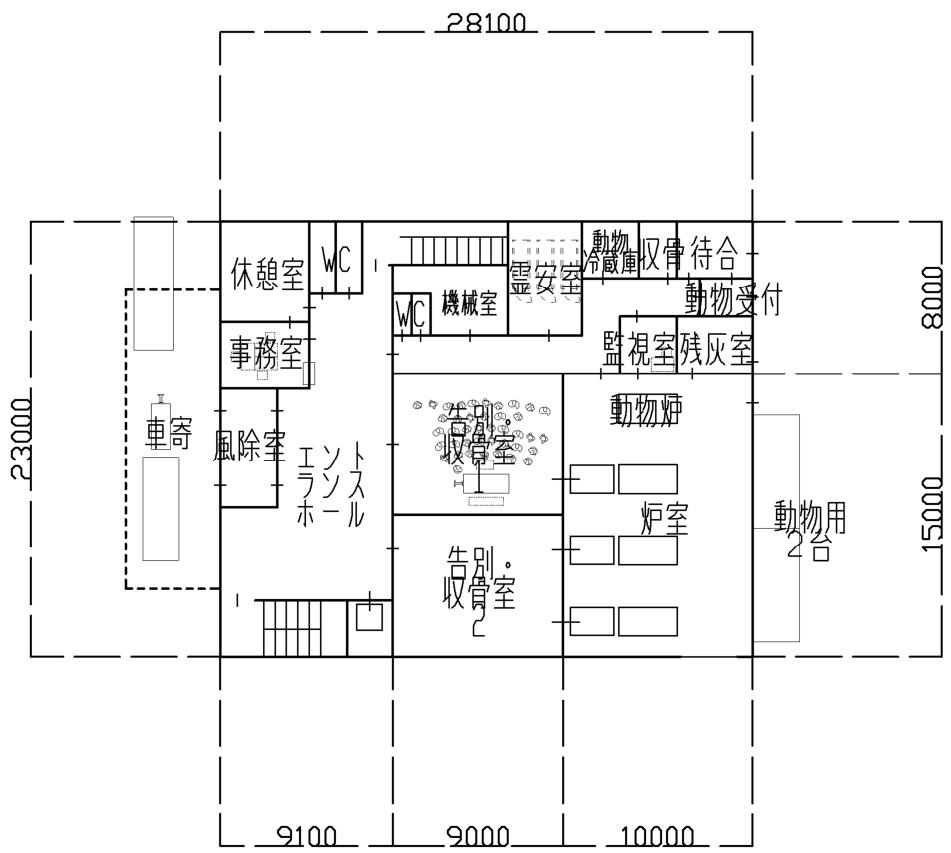
- ① 告別室、収骨室は、限られた敷地面積の制約をクリアしつつ、効率的な動線を確保するため、告別室兼収骨室の平面プランとする。
- ② 動物の受付、待合及び収骨は、会葬者の動線と分離する。
- ③ 靈安室は、火葬ピーク、緊急時などの対応が可能なスペースを確保する。
- ④ 動物冷蔵庫は、大型動物も保管可能なスペースを確保する。

平面計画案は、図6-3、図6-4に示すとおりとする。

(2) 建築面積案

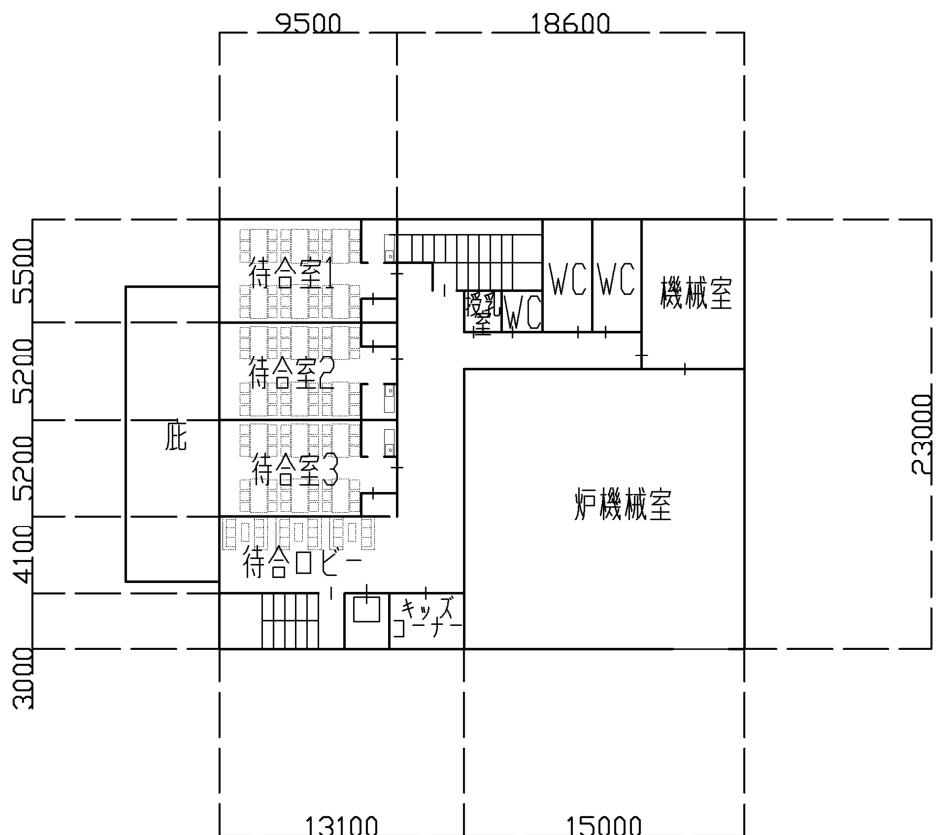
建築面積案は、表6-1に示すとおりとする。

建築面積は、約761m²となる。



1階平面図

図 6-3 1階平面計画図（案）



2階平面図

図 6-4 2階平面計画図（案）

表 6-1 建築面積案

階別	部門別	室 名	単 位	4基 (人体3+動物1)	備 考
1階	火葬部門	風除室	m ²	18.9	
		エントランスホール	m ²	107.4	
		告別室・収骨室	m ²	135.0	67.5×2室
		事務室	m ²	16.5	
		休憩室	m ²	24.9	
		トイレ	m ²	10.6	
		階段・EV	m ²	45.0	
	計		m ²	358.3	
	火葬部門 管理部門	炉機械室	m ²	150.0	
		機械室	m ²	18.2	
		靈安室	m ²	23.4	冷蔵庫3台程度
		動物冷蔵庫	m ²	9.0	
		動物収骨室	m ²	6.0	
		動物待合室	m ²	12.0	
		動物受付	m ²	5.6	
		残灰室	m ²	12.0	
		監視室	m ²	9.0	
		トイレ	m ²	4.4	
	その他通路		m ²	38.4	
	計		m ²	288.0	
1階合計			m ²	646.3	
2階	火葬部門 (管理部門)	炉機械室	m ²	225.0	
		機械室	m ²	44.0	仮) 電気室
		計	m ²	269.0	
	待合部門	待合室1	m ²	52.3	40人程度
		待合室2、3	m ²	98.8	49.4×2室
		授乳室	m ²	4.4	
		キッズコーナー	m ²	12.0	
		トイレ	m ²	36.6	
		階段・EV	m ²	54.1	
		待合ロビー、その他通路	m ²	119.1	
	小計		m ²	377.3	
2階合計			m ²	646.3	

1 階 延 床 面 積	m ²	646.3
2 階 延 床 面 積	m ²	646.3
合 計 延 床 面 積	m ²	1,292.6
建築面積	m ²	761.0

5 動線計画

一般的な火葬の流れは、図 6-5 に示すとおりである。建物は告別、火葬、収骨を行う火葬部門と待合のための待合部門に大別されることから、動線の想定は、以下の点に留意する。

- ① 告別前の会葬者、遺族等と収骨後の会葬者、遺族等が交錯しないように配慮する。
- ② 火葬部門と待合部門の間には、会葬者の緊張を和らげるような空間を設ける。
- ③ 待合室は、グループ別に火葬が終了するまで待つことができる広さとする。
- ④ 管理事務室は、敷地内における会葬者の出入り、葬送の動線が把握でき、火葬許可証の受取りがしやすい位置に設ける。
- ⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び条例に定める基準に適合したものとする。

動線計画案は、図 6-6 に示すとおりとする。

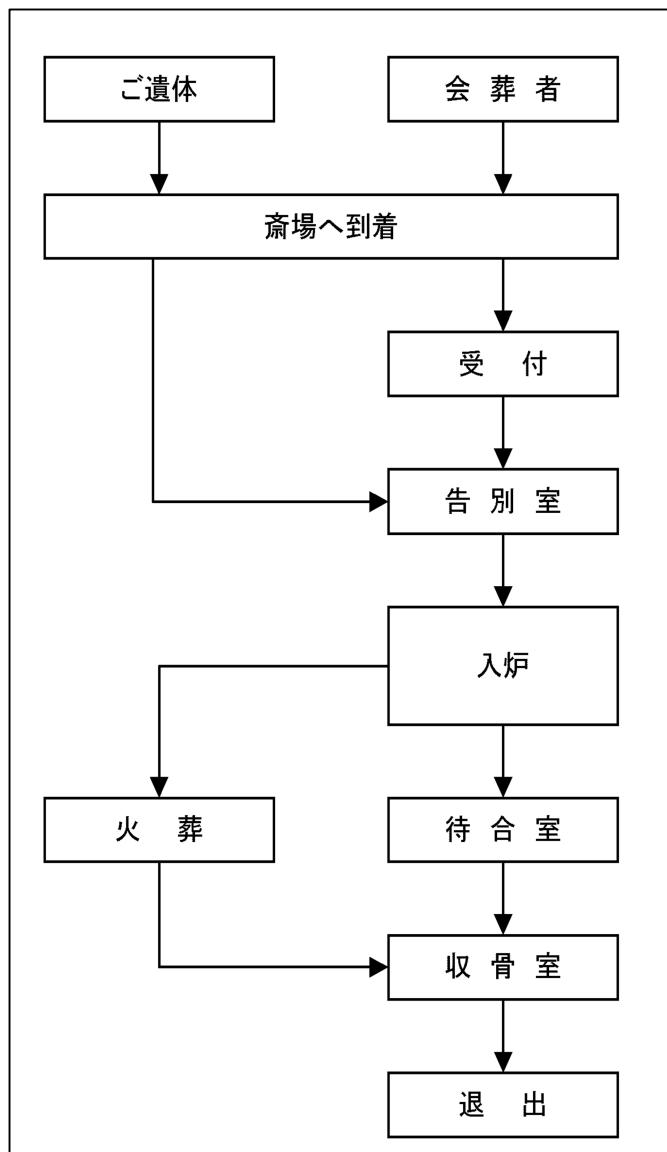
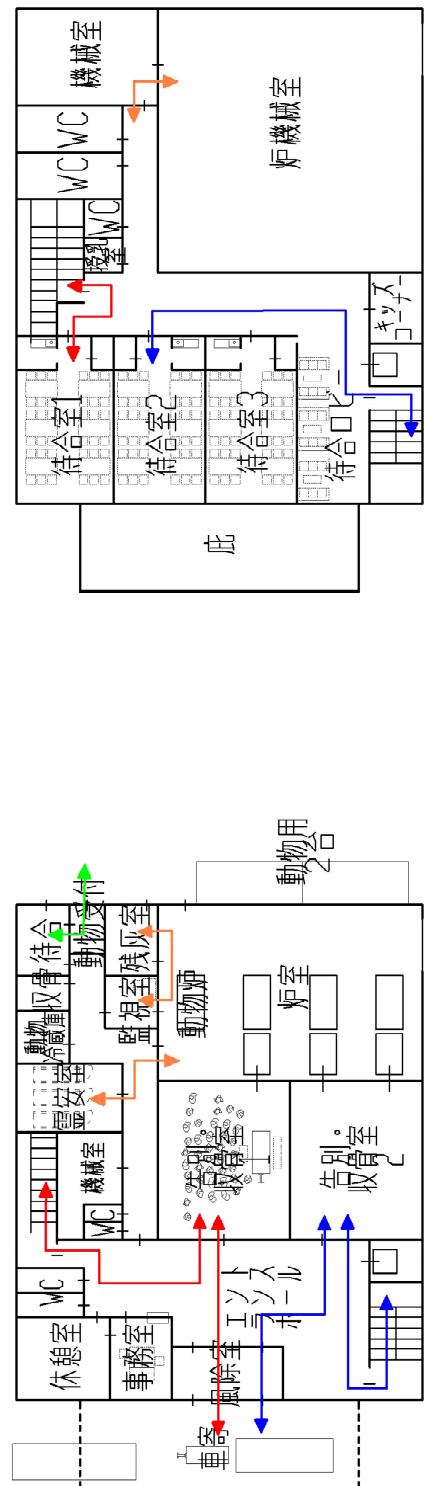


図 6-5 火葬の流れ



[凡例]

告別・収骨室1、待合室1利用者の動線
告別・収骨室2、待合室2利用者の動線

動物火葬利用者の動線
職員の動線

圖面平階2

1 踏平面圖

図 6-6 動線計画案

6 立面計画

(1) 立面計画

立面計画案は、図 6-7、図 6-8 に示すとおりとする。

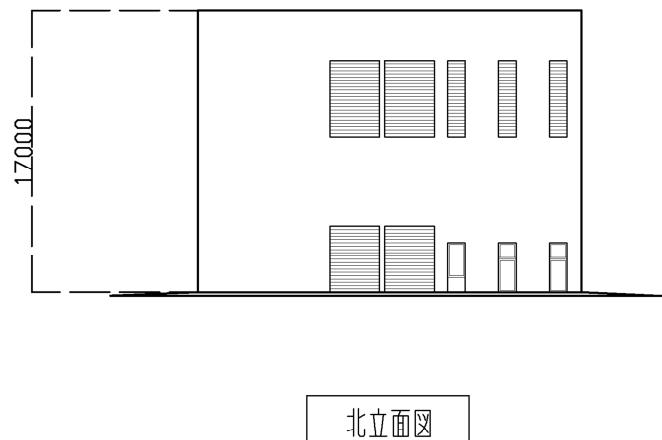
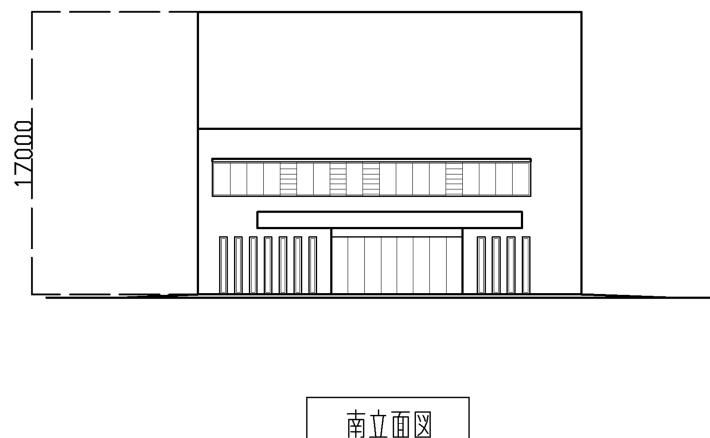
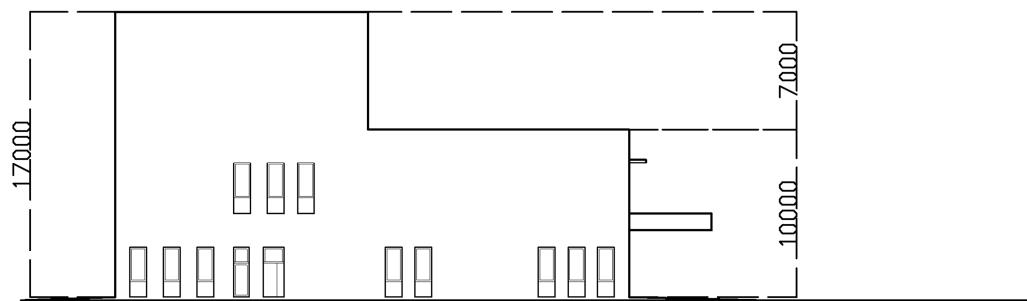
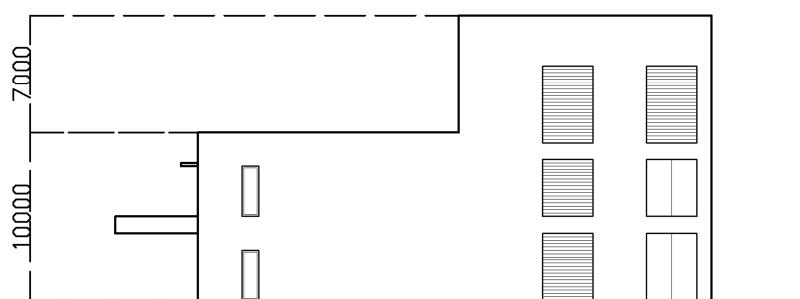


図 6-7 立面計画案（南、北）



西立面図



東立面図

図 6-8 立面計画案（西、東）

7 建築構造

(1) 耐震性能

斎場の耐震性能については、建築基準法以外、法令上の規定がない。そこで本計画では、耐震安全性の分類を「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」等を適用することを前提とし、他都市建築物耐震安全性の目標を参考に設定する。

本計画斎場の構造体に対する耐震安全性の分類は、斎場という用途上観点から、「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの（構造体：II類）」、「危険物を貯蔵又は使用する施設」の「石油類等取り扱い建築物」の値（建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）とする。

表 6-2 本計画斎場の耐震安全性の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	II類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

表 6-3 耐震安全性の目標及び分類の一覧

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）

表 6-4 他都市の市設建築物の耐震安全性の目標

(表 - 1)

分類	対象施設	構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮・情報伝達のための施設	市役所（本庁舎・東庁舎・西庁舎） 区役所 区役所支所 土木事務所	I II	A A	甲 甲
救護施設	消防署 港防災センター 病院 消防出張所 消防救助隊 保健センター	I II	A A	甲 甲
避難所として位置づけられた施設	地域防災計画に位置づけられた学校（小・中・高等学校）等	II	A	乙
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設 石油類、高压ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設	I II	A A	甲 甲
市民利用施設	文化施設 社会教育施設 社会福祉施設 学校施設（小・中・高等学校を除く）	II	B	乙
その他	東山動物園猛動物舎 一般の建築物	I III	B B	乙 乙

表 6-5 市新庁舎耐震性能レベル（参考）

地震動の強さ 耐震レベル	中地震 (震度 5 弱程度)	大地震 (震度 6 強程度)	適用されるべき対象建物
I 類 (市新庁舎レベル)	機能維持 【無被害】	主要機能確保 【軽微】	防災拠点、拠点病院等、地震後に機能維持が必要とされる建物

出典：いなべ市新庁舎建設基本設計（概要版）

(2) 基礎構造

基礎構造は、今後の地質調査結果により、最適な形式を設定する。

また、基礎構造は、その損傷等により、鉛直力、水平力、地盤の液状化等による影響に対して十分安全な構造とする。さらに、大地震動に対して鉛直方向の耐力低下がなく、上部構造の機能に有害な影響を与えないものとする。

(3) 構造形式

施設の構造形式は、防火区画を形成しやすいこと、建築物内各種振動・騒音の伝搬を抑えやすいことに留意し、他の火葬場において採用実績の多い、鉄筋コンクリート造とする。

8 設備計画

(1) 建築電気設備

ア 受変電設備

受変電設備は、電気事業法等関係法令を遵守し、適切な規模のものを設置する。また、保守点検、維持管理が容易となるよう計画する。

受変電設備に関する主な仕様は、次に示すとおりとする。

- ・受電方式：三相 3 線式 6.6kV、60Hz
- ・配電盤形式：屋内キュービクル式

イ 発電設備

災害時等、インフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置する。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置すると共に、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で、火葬炉設備と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できる容量とする。

発電設備に関する主な仕様は、次に示すとおりとする。

- ・発電方式：三相 3 線式 6.6kV
- ・運転時間：停電時から 3 日間

ウ 幹線設備

幹線設備は、電気室より建物内分電盤、動力制御盤に対し電源供給を行うものとする。ケーブルはエコケーブルを採用し、環境に配慮した計画を行う。

エ 動力設備

動力制御盤を設置し、空調設備・衛生設備等への電源供給と制御を行う。

オ 電灯・コンセント設備

照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守運用等が容易な設備を設置する。特に吹抜等高所にある器具に関しては、長寿命型器具の採用及び自動昇降装置等にて容易に保守管理ができる計画とする。

また、省エネルギー型器具（LED等）の採用を積極的に行う。

カ 避雷設備

避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置する。

キ 構内情報通信網設備

運営・支援システムの使用に適切な LAN 設備等を設置する。

ク 構内交換（電話）設備

内線電話機能を有する電話設備を各室に設置する。また、外部通信機能に必要なアナログ局線と光回線を引き込む計画とする。

ケ 拡声設備

関係法令等による設備及び施設内案内用の放送設備を設置する。

また、事務室にアンプを設置し、非常放送・業務放送が行えるよう計画する。

コ 誘導支援設備

エレベーター、トイレ等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置する。事務室への移報・表示を行うことで、安全性を確保する。

サ 監視カメラ設備

エントランスホール、動物受付等に監視カメラを設置し、不審者の監視を事務室にて行えるように計画する。また、記録装置を事務室に設置し、映像をハードディスクに記録する。

シ 防犯設備

斎場として適切なセキュリティレベルが確保できるよう、防犯設備を設置する。あわせて施設敷地内に車両等が無断で進入できないよう、管理上必要な門扉、柵等を設置する。

ス 計量設備

適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置する。また、自動販売機等に使用する光熱水費を別途計量できるように子メーターを設置する。

(2) 建築機械設備

ア 空調設備

空気調和設備は、建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化に関する法律等の関連法令の定めるところにより、熱環境・室内環境及び環境保全性が図られるよう計画する。

また、特に告別室兼収骨室、エントランスホール、靈安室、炉室等は、焼香及び火葬に係る臭気等に配慮する。

炉室は、室内温度が高くなることから良好な室内作業環境を確保する。

イ 換気設備

換気設備は、建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置する。

換気方式は、空調ゾーニング計画等を考慮し、室内環境の快適性、室内環境を維持するための機能性、エネルギーの低減等を検討した上で決定する。

特に、告別室、収骨室、靈安室、炉室等は、火葬場の特性を考慮して換気量の設定及び脱臭設備の設置等を検討する。

また、外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮し、各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また、騒音についても十分配慮する。

ウ 排煙設備

自然排煙を基本とし、建築計画に応じて必要箇所に機械排煙を設ける。

エ 自動制御設備

集中監視盤は、事務室に壁掛けタイプ（総合盤埋め込み）を計画する。

オ 給水設備

給水設備は、建築基準法、消防法等の関連法令の定めるところにより、施設利用者の安全及び環境保全性が図られるよう計画する。

また、衛生器具及び水栓等の形式は、用途、節水効果、設置場所及び利用者の利便性を考慮して選定する。また、高齢者及び障がいのある方等、多くの方が使い易い器具とし、省エネルギーに配慮し、節水型の器具を採用することを基本とする。

カ 給湯設備

給湯設備は、給湯が必要な箇所に設置する。

キ 排水設備

屋内の排水は、分流（汚水系統、雑排水系統）とし、下水道に放流する。また、屋外の排水は、分流（雨水系統、生活排水系統）とし、生活排水系統は下水道に放流する。

通気方式はループ通気とし、臭気の影響の無い部分で排気する。

（3）消防設備

ア 消火設備

消火設備は、消防法等の関係法令に基づき、設置する。開発行為等に関する技術基準に準拠して、消防水利施設を設置する必要がある。

イ 火災報知設備

安全に避難及び消火活動が行えるよう、関係法令等により必要となる火災報知設備を設置する。

自動火災報知設備は、受信機を事務室に設置し、感知器は設置環境に合わせて適切な種別を選択し、有効となる感知区域に設置する。

ウ 危険物保管設備

火葬炉設備燃料及び発電設備燃料等、消防法で定められた引火性の高い危険物を一定量保管、取り扱う場合は、消防法に基づき、保管庫を設置する。

9 外構・景観計画

外構・景観は、敷地周辺景観（にぎわいの森及び市庁舎等）を配慮し、敷地内の外壁仕様、場内緑地を設け、花及び樹木で飾り、公園化を図る。

10 防災計画

(1) 停電時への対応

停電時でも火葬業（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）を行うことが可能な設備を導入する。また、火葬炉設備の燃料（非常時 LP ガス若しくは灯油）を必要量備蓄しておく。

(2) 断水時への対応

受水槽に緊急遮断弁を設置し、災害時等で断水が生じた場合の給水量を確保する。

11 雨水排水計画

雨水排水の検討では、三重県の「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行技術指針」に基づき、工種別流出係数及び開発行為前後の流域面積により行った。

検討の結果は、表 6-6 に示すとおりとする。

開発前の流域図は図 6-9、開発後の流域図（雨水流出抑制対策なし）は図 6-1 1、開発後の流域図（雨水流出抑制対策あり（緑化舗装））は図 6-1 1 に示すとおりとする。

開発後の舗装範囲のうち緑化舗装（抑制対策あり③）を約 450 m²程度行うことにより、現況雨水流出量以下に抑えることが可能であると確認できた。（開発前流出量計算値 2,917.0 > 開発後流出量計算値 2,742.0）

表 6-6 雨水流出抑制対策検討

雨水流出抑制対策検討（開発前後収支表）											
工種		流出係数 (Ci)	開発前		開発後						
			流域面積 (A1)		抑制対策なし		抑制対策あり				
			m ²	A1×Ci							
建築	宅地	0.90	①	800.0			①	760.0			
			計	800.0	720.0	計	684.0	計	760.0	684.0	
舗装	As舗装	0.90	②	1,034.0			②	1,770.0			
			③	1,050.0			—				
			—				—				
			計	2,084.0	1,875.6	計	2,220.0	1,998.0	計	1,770.0	1,593.0
	緑化舗装 (芝生舗装)	0.50	—				—		—		
			—				—		—		
			計	0.0	0.0	計	0.0	0.0	計	450.0	225.0
						④	450.0		④	450.0	
緑地	平坦地 芝・樹木の多い公園	0.40	④	116.0			—		—		
			—				—		—		
			計	116.0	46.4	計	450.0	180.0	計	450.0	180.0
		0.50	⑤	550.0			⑤	120.0	⑤	120.0	
			—				—		—		
	盛面		計	550.0	275.0	計	120.0	60.0	計	120.0	60.0
						3,550.0	2,922.0		3,550.0	2,742.0	
開発行為前後の比較結果			開発前		>		開発後（抑制対策あり）				
			2,917.0				2,742.0				



図 6-9 開発前の流域図

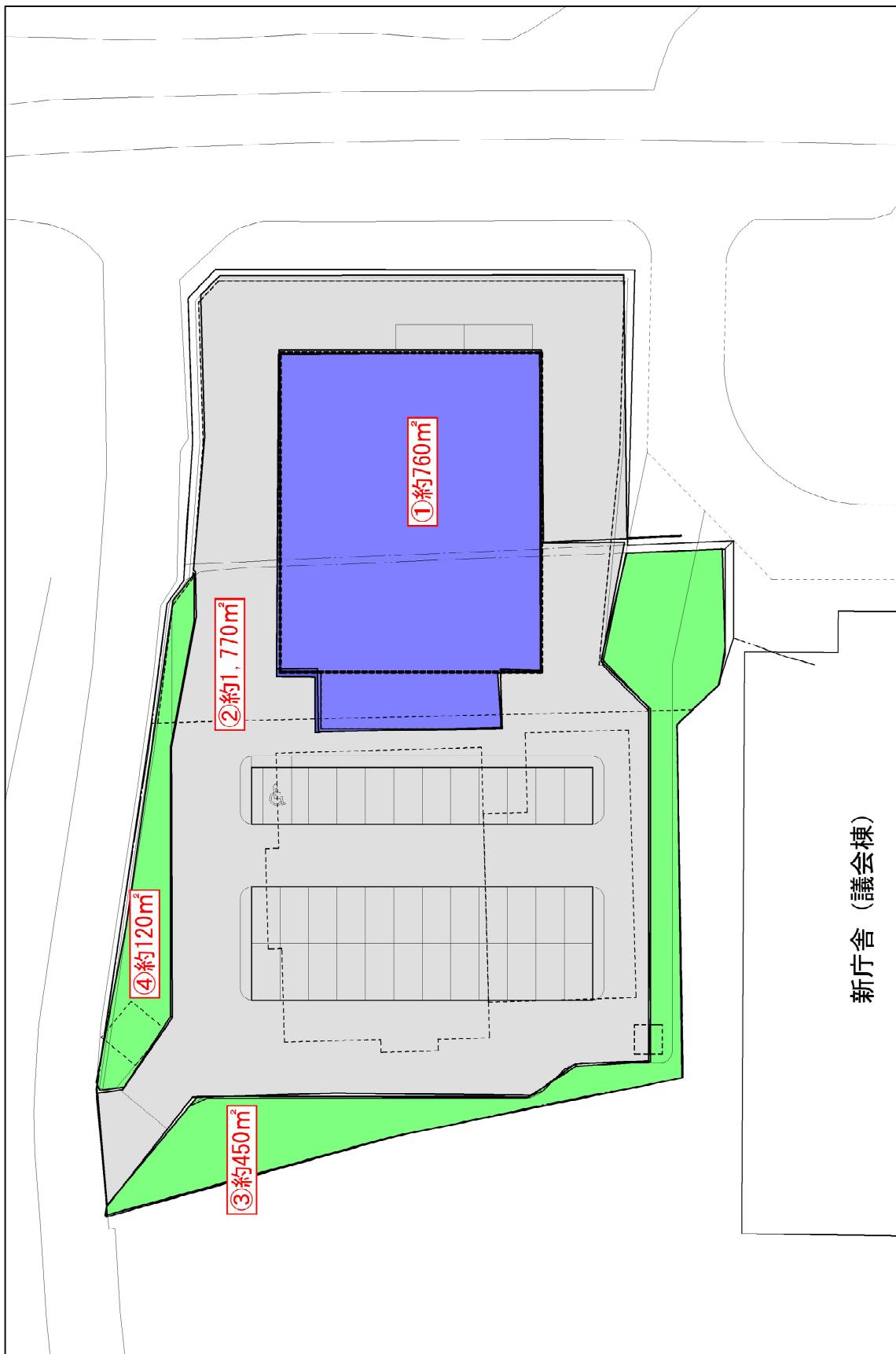


図 6-10 開発後の流域図（雨水流出抑制対策なし）

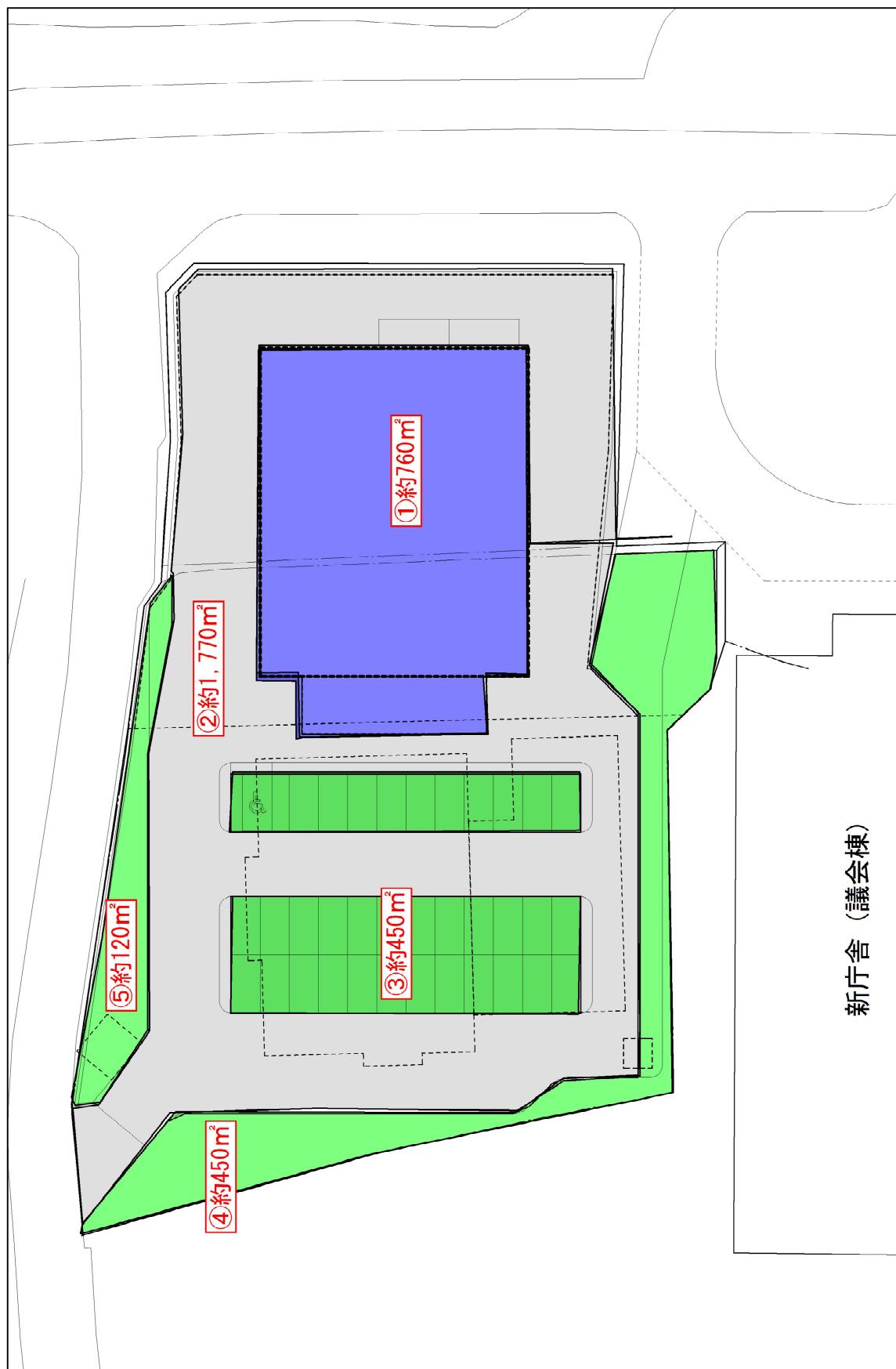


図 6-1-1 開発後の流域図（雨水流出抑制対策あり（緑化舗装））

12 汚水・給水計画

(1) 汚水排水計画

新斎場の屋内の排水は、汚水系統、雑排水系統とし、下水道に放流する。また、屋外の排水は、雨水系統、生活排水系統とし、生活排水系統は下水道に放流する。

なお、汚水排水設備は、建築基準法等の関連法令の定めるところにより、施設利用者の安全及び環境保全性を図る計画とする。

(2) 給水計画

新斎場の給水は、既存施設の給水管を引込とする。

なお、給水設備は、建築基準法、消防法等の関連法令の定めるところにより、施設利用者の安全及び環境保全性を図る計画とする。

第7章 火葬炉設備の検討

1 火葬炉設備の型式及び構成等

火葬炉設備は、安定した燃焼状態を保ち、高い燃焼効率を有するものとする。また、耐久性に優れた装置で構成し、排ガス処理対策に万全を期すことで、ダイオキシン類削減対策指針等の基準を遵守する。

火葬炉設備の構成フローは、次に示すとおりである。

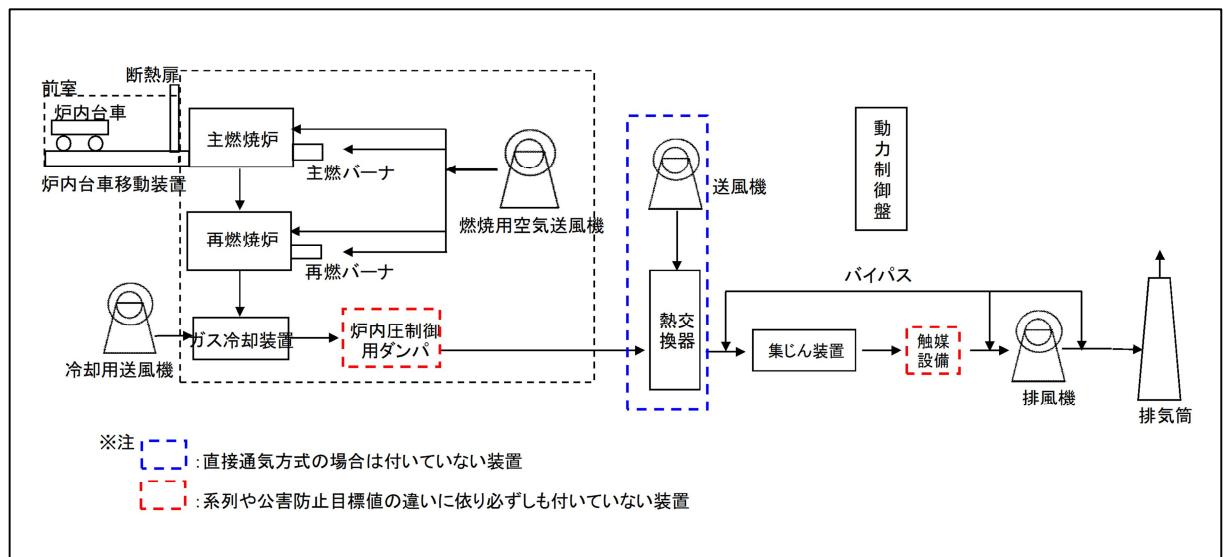


図7-1 火葬炉設備の構成フロー

(1) 火葬炉

火葬炉は、1つの主燃焼室に対し、1つの再燃焼室を設置する。主燃焼室は、迅速な昇温と安定した燃焼を実現するため、燃焼空気を供給することで不完全燃焼や燃え残りを防ぐ構造とする。また、炉体は熱歪みや外力に対し、十分な強度を持つものとする。

(2) 前室

火葬炉の主燃焼室前面に設けられた、予備室と火葬後の冷却室を兼ねた室である。燃焼直後の台車などを収容し、冷却することが可能である。

(3) 排ガス冷却設備

排ガス冷却設備は、再燃焼炉から排出される排ガスを急速に冷却し、ダイオキシン類の再合成を抑制する設備である。冷却方式には、直接通気方式と間接通気方式の2種類がある。

ア 直接通気方式（空気混合式排ガス冷却装置）

再燃焼室からの高温の燃焼ガスと外気を混合し、所定の温度（通常 200°C以下）に冷却する装置である。集じん装置及び排風機の前に設置され、排風機などの設備容量が大きくなるため、設置面積の確保が必要となる。

イ 間接通気方式（熱交換器）

集じん装置の安全性確保のため、熱交換器を設置し、高温の排ガスと冷却用空気を間接的に接触させることで、排ガス温度を 200°C以下まで急冷する。この熱交換器により排ガスが冷却され、排ガス量を削減できるため、排ガス処理装置の小型化が可能となる。

(4) 集じん装置

集じん装置は、燃焼によって発生する排ガス中のばいじんなどを、設定されたガス量の範囲内で指定された基準値以下に除去する。排ガス中の微粒子であるダストや飛灰を除去するため、高効率な設備を設置する。

(5) 触媒装置

再燃焼後の排ガス中に残留するダイオキシン類を分解・除去する装置を設置する。

(6) 排風機

最大排ガス量に対し、15～30%の余裕を考慮し、適切な炉圧を維持できる能力を有するものとし、風量制御はインバータによる制御とする。

(7) 排気筒

耐震性、耐食性、耐熱性を有し、排気に伴う騒音発生の防止、雨水の浸入防止を考慮した構造とし、建物から突出しない短煙突型排気筒とする。

(8) 空気送風機

燃焼に必要な空気を供給するための送風機とする。

(9) 動力制御盤

火葬設備への電力供給と動力制御を可能にする操作盤を設置する。また、各設備の稼働状況を把握できるよう配慮する。

2 排気方式

火葬炉設備の排気方式は、火葬炉1基に対し、排ガス冷却設備、集じん装置及び誘引排風機等の排ガス処理設備を1系統設置する「1基1系統」と、火葬炉2基に対し、排ガス処理設備を1系統設置する「2基1系統」がある。

斎場は施設の規模を考慮し、建設費及び将来の維持管理費の縮減を図る観点から、排気方式は「2基1系統」（火葬炉2基に対し排ガス処理設備を1系統設置）を基本とする。

3 運転方式

運転方式は、自動燃焼システムを基本とする。このシステムは、各種センサーから得られるデータを制御用コンピュータが解析し、燃焼・排気設備の各機器を最適に制御するものである。

(1) 自動燃焼システム

自動燃焼システムは、制御用コンピュータに必要なデータを取り込み、これを解析して、燃焼・排気設備の機器を同時に制御するものとする。

自動燃焼システムの概要は、次に示すとおり。

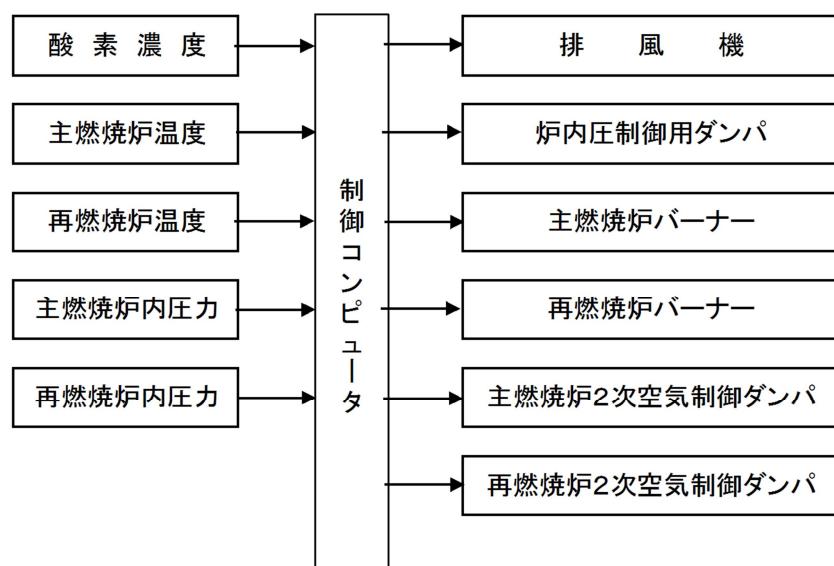


図 7-2 自動燃焼システムの概要

(2) 燃焼空気供給制御システム

燃焼空気供給制御システムは、十分な容量を持つ燃焼空気送風機とインバータを用いて、吐出空気の圧力を一定に制御し、コントロールモーター付きダンパーによって風量を調整できるものとする。

この方式を採用することで、自動燃焼システムの制御用コンピュータによって燃焼用空気量を自在に制御できる。

燃焼空気供給制御システムの概要は、次に示すとおり。

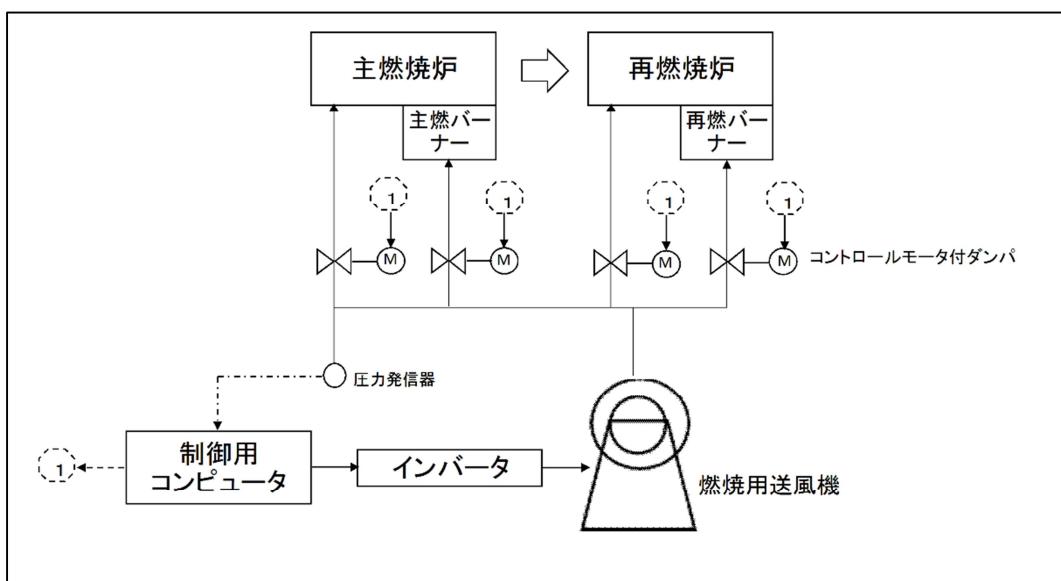


図 7-3 燃焼空気供給制御システムの概要

(3) 炉内圧力制御システム

炉内圧力制御システムは、インバータを用いて排風機の回転数を連続的に制御し、炉内圧制御ダンパーと組み合わせて2つの火葬炉の炉内圧を制御する。

システムの概要は、次に示すとおり。

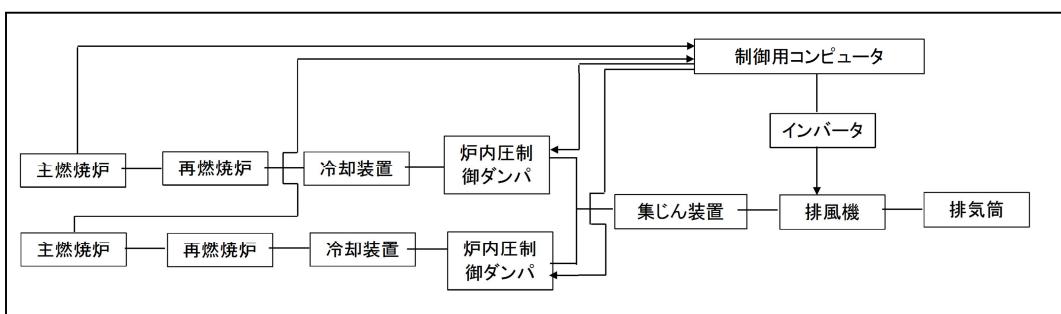


図 7-4 炉内圧力制御システムの概要

4 防音防振装置

各送風機類（燃焼用空気送風機、冷却用送風機、熱交換器用送風機等）は、できる限り低騒音、低振動タイプを使用する。

また、防音壁、防音扉にて外部への騒音・振動の伝達を防止する。

5 付帯設備・機器

(1) 棺運搬車

バッテリー駆動の自走式運搬車とする。

運搬車の走行、柩の昇降は電動式とし、遺族及び会葬者の目に触れるものであるため、美観的に優れた材質を使用する。

(2) 残灰吸引設備

残灰用、飛灰用で各1系統設置し、直接手にふれることなくダストを吸引して残灰室まで真空輸送する設備とする。

(3) 火葬台車

臭い及び汚汁の浸透を防止し、かつ、長寿命の耐火物構造とする。

車輪及び軸受には耐熱性に優れた材質を使用し、台車車輪冷却装置を設置する。

(4) 収骨用台車運搬車

火葬台車を収骨室まで運搬する設備であり、収骨の雰囲気に調和した構造及び材質とする。

(5) 自家発電機用の燃料タンク及び燃料ポンプ

自家発電機への燃料供給を安定的に行えるものとし、消防法等に適合したものとする。

6 再生可能エネルギー

現在、再生可能エネルギー利用設備は様々なものが開発されている。その中で、計画施設の駐車場照明設備に電源が供給できるタイプは太陽光発電、風力発電、風力+太陽光発電がある。

各設備の特徴は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 各設備の特徴

項目	太陽光発電	風力発電	風力+太陽光発電
装置			
エネルギー源	太陽光	風	風+太陽光
概要	太陽の光エネルギーを電気に変換する。	風のエネルギーを電気に変換する。	風と太陽光のエネルギーを電気に変換する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー源が太陽光であるため、設置する地域に制限がなく、導入しやすいシステムである。 気象条件により発電出力が左右される。 電源が不要であるため、配線工事、電線埋設工事の必要がなく、経済的に設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力エネルギーは比較的効率よく電気エネルギーに変換できる。 太陽光発電とは異なり、風があれば夜間でも発電できる。 電源が不要であるため、配線工事、電線埋設工事の必要がなく、経済的に設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー源が風力と太陽光であるため、効率よく電気エネルギーに変換できる。 気象条件により発電出力が左右されない。 電源が不要であるため、配線工事、電線埋設工事の必要がなく、経済的に設置できる。

第8章 概算工事費等

1 概算工事費の試算

概算工事費の試算は、表8-1に示すとおりとする。

現時点での概算工事費は、約21.6億円となる。

表8-1 概算工事費の試算

項目		数量	単価（1式/千円） ^{注①}	
① 土木造成工事	敷地造成工事	1	150,000	150,000
土木造成工事 小計				150,000

注①：単価は、類似実績により設定。

項目		数量	単価（1式/千円） ^{注②}	
② 建築工事	建築・給排水・外構工事1式	1	1,310,000	1,310,000
建築工事 小計				1,310,000

注②：単価は、メーカーへのヒアリングの結果により設定。

項目		数量	単価（1基/千円） ^{注③}	
③ 火葬炉設備工事	人体炉	3	83,500	250,500
	動物炉	1	83,500	83,500
設備工事費 小計				334,000

注③：単価は、メーカーへのヒアリングの結果により設定。

項目		数量	単価（1式/千円） ^{注④}	
④ 予約・案内システム		1	30,800	30,800
設備工事費 小計				30,800

注④：単価は、メーカーへのヒアリングの結果により設定。

項目		数量	単価（1m ² /千円） ^{注⑤}	
⑤ 施設解体撤去工事費（建築面積m ² ）		800.0	50	40,000
			諸経费率	50%
旧施設解体撤去工事費 小計				60,000

注⑤：解体撤去工事費の単価は、類似実績により設定。有害物質の対策費及び処理費は除く。

項目		数量	単価（1式/千円） ^{注⑥}	
⑥ 都市ガス設置工事		1	80,000	80,000
設備工事費 小計				80,000

注⑥：単価は、都市ガス事業者へのヒアリングの結果により設定。

項目		数量	単価（1式/千円）	金額
概算工事費	① 土木造成工事	1	150,000	150,000
	② 建築工事	1	1,310,000	1,310,000
	③ 火葬炉設備工事	1	334,000	334,000
	④ 予約・案内システム	1	30,800	30,800
	⑤ 施設解体撤去工事費	1	60,000	60,000
	⑥ 都市ガス設置工事	1	80,000	80,000
小計				1,964,800
消費税 10%				196,480
合計				2,161,280

2 事業工程

事業実施決定から工事完了までの事業工程（案）は、表8-2に示すとおりとする。

表8-2 事業工程（案）

業務	年月	計画着手前	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度		
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
事業実施決定																				
基本計画策定																				
民間活力導入可能性調査																				
生活環境影響調査																				
事業方針決定																				
既存施設の有害物質調査																				
測量																				
事業計画・着工支援																				
地質調査																				
都市計画決定協議・手続き（検討中）																				
事業者募集・選定業務																				
事業者選定委員会設置																				
事業者選定															☆	★				
施工監理															☆					
土木工事（設計・施工）																	○（県）			
建築工事（設計・施工）																				
建築確認検査																				
火葬炉機械設備の製作																				
火葬炉整備工事																				
試運転調整																				
解体工事（既存施設）																				
施設管理業務（15年間）																				
新斎場 塚工検査																	○引渡検査			
新斎場 供用開始																	◇（4月）			

★：議決、☆：業者決定、○：竣工検査、◇供用開始

第9章 環境保全計画

1 環境保全対策

斎場は、ごみ焼却施設のように法的な排出基準が厳格に定められていない。そのため、周辺環境への影響を考慮し、施設が自主的に環境保全対策を講じる必要がある。

本計画では、排ガス濃度及び飛灰（ダイオキシン類）は、「火葬炉設備の選定に係るガイドライン作成に関する研究（平成2年度厚生行政科学研究）」、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月厚生省生活衛生局）」及び「マニュアル」を参考に、環境保全目標値を設定する。

また、悪臭及び騒音・振動については、第4章3に記載した悪臭規制基準及び騒音・振動規制基準に基づき、環境保全目標値を設定する。

2 環境保全目標値の設定

（1）排ガス濃度

排ガス濃度の環境保全目標値は、表9-1に示すとおりとする。

表9-1 排ガス濃度の環境保全目標値（排気筒出口）

項目	(本計画) 環境保全目標値	
排ガス濃度	ばいじん	0.01g/m ³ N 以下
	硫黄酸化物	30ppm 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	塩化水素	50ppm 以下
	一酸化炭素	30ppm 以下
	ダイオキシン類	1 ng-TEQ/N m ³ 以下

注) 排ガスの濃度は酸素濃度12%換算値とする。

（2）飛灰（ダイオキシン類）

飛灰（ダイオキシン類）の環境保全目標値は、表9-2に示すとおりとする。

表9-2 飛灰（ダイオキシン類濃度）の環境保全目標値

項目	(本計画) 環境保全目標値
飛灰 (ダイオキシン類濃度)	3 ng-TEQ/N m ³ 以下

(3) 悪臭

ア 臭気

敷地境界における臭気の環境保全目標値は、表 9-4 に示すとおりとする。

表 9-4 臭気指数の環境保全目標値

項目	(本計画) 環境保全目標値
臭気指数(敷地境界)	15.0 以下

(4) 騒音・振動

騒音・振動の環境保全目標値は、表 9-5、表 9-6 に示すとおりとする。

表 9-5 騒音の環境保全目標値

時間の区分と環境保全目標値		
昼間	朝・夕	夜間
午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時 午後 7 時から午後 10 時	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

表 9-6 振動の環境保全目標値

時間の区分と環境保全目標値	
昼間	夜間
午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日午前 8 時まで
65 デシベル	60 デシベル

第10章 生活環境影響調査予測条件の設定

生活環境影響調査は、建設を予定している新火葬場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づいた生活環境への配慮事項を実施計画に盛り込むために実施する。

調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策本部廃棄物対策課）に基づき、実施する。

ただし、発生する汚染物質等で影響予測が必要なものは、次に示すとおりとする。

- ① ばいじん（浮遊粒子状物質）
- ② 窒素酸化物
- ③ 硫黄酸化物
- ④ 塩化水素
- ⑤ ダイオキシン類
- ⑥ 悪臭
- ⑦ 騒音
- ⑧ 振動

これらの物質等について、計画段階において建設予定地域のバックグラウンド値を把握しておくことが施設の影響予測・評価を行う上で必要である。

1 事業概要の整理

事業概要の整理は、次に示すとおりとする。

- ① 施設の設置者の氏名及び住所
- ② 施設の名称及び設置場所
- ③ 設置する施設の種類及び規模
- ④ 施設の構造及び設備
- ⑤ 排水計画
- ⑥ 車両計画
- ⑦ 環境保全計画

2 施工計画の設定

(1) 生活環境影響調査予測・評価の手順

生活環境影響調査予測・評価の手順は、図 10-1 に示すとおりとする。

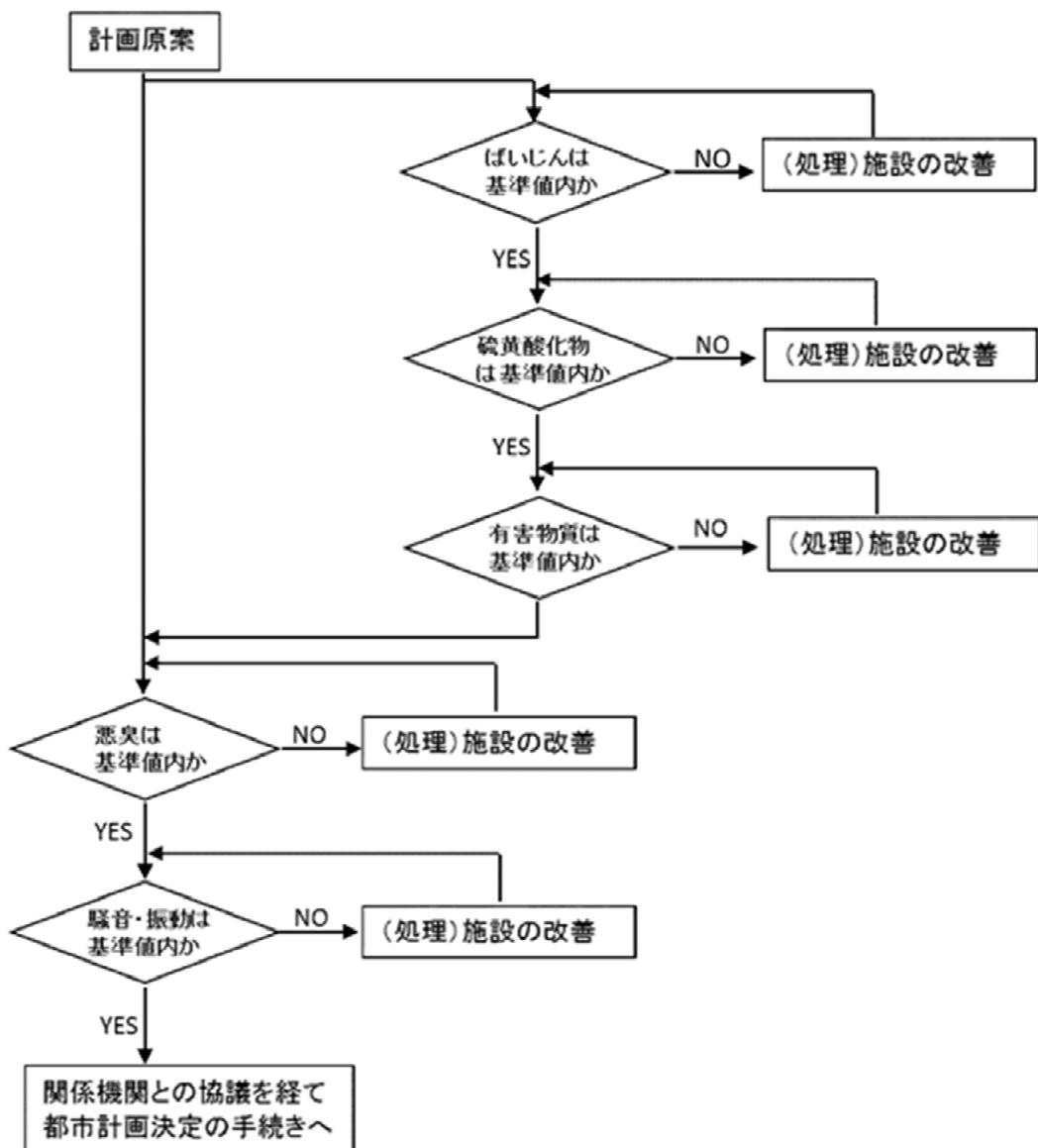


図 10-1 生活環境影響調査予測・評価の手順

生活環境影響調査の流れは、図10-2に示すとおりとする。

【生活環境影響調査の流れ】

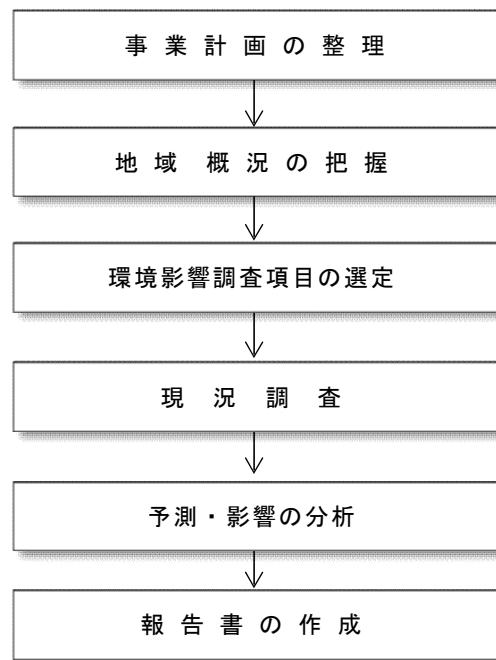


図10-2 生活環境影響調査の流れ

3 施設供用時の環境影響調査項目の設定

計画施設の供用により生活環境に影響を及ぼす恐れがある環境影響調査項目（案）は、表10-1に示すとおりとする。

表10-1 環境影響調査項目（案）

環境要素		調査項目	調査点数	調査期間	時期	測定方法
大気質	一般環境大気質	浮遊粒子状物質 硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素 ダイオキシン類	1 地点	1 週間	1 季	環境基準に規定される測定方法
	道路沿道大気質	浮遊粒子状物質 窒素酸化物	2 地点	1 週間	1 季	環境基準に規定される測定方法
騒音 ・ 振動	環境騒音・振動	環境騒音	敷地境界 1 地点	1 回 (24 時間)	1 季	「騒音に係る環境基準について」に定められた測定方法 (JIS Z 8731)
		環境振動	同上	同上	同上	振動規制法に定める方法
	道路交通騒音・振動	道路騒音	2 地点	1 回 (12 時間)	1 季	「騒音に係る環境基準について」に定められた測定方法 (JIS Z 8731)
		道路振動	同上	同上	同上	振動規制法に定める方法
		交通量	2 地点	同上	同上	カウンターによる計測
悪臭	悪臭	臭気指数 (臭気濃度)	敷地境界	各 1 回	夏季・冬季	「特定悪臭物質の測定方法」に定める方法 三点比較式臭袋法
		特定悪臭物質 22 項目	敷地境界	各 1 回	夏季・冬季	「特定悪臭物質の測定方法」に定める方法 分析機器を使用した計測

4 環境影響調査工程（案）

環境影響調査工程（案）は、表10-2に示すとおりとする。

表10-2 環境影響調査工程（案）

項目	月 日	10か月程度									
		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
事業計画の把握											
地域概況の把握											
環境影響評価項目の選定											
現況調査											
大気質											
騒音・振動											
悪臭											
予測・影響の分析											
報告書作成											